

して、それで差引三十五人という整理をすることになっております。

以上が内訳でございます。

○委員長（河井彌八君） 竹下さん、
今官房長官が見えましたが、この
際……。

○竹下豐次君 官房長官にちよつとお尋ねいたします。政令諮問委員会が設置されました、そうしていろ／＼の諮問を総理大臣に答申ができる、それに基づいて今回の行政機構の改革の問題を取上げておられるようでありますし、又今度の定員法の改正にも関連しておるのでございますが、私など見ますところ、この審査委員の諸君は誠に立派な顔揃ひであります、なか／＼よく御勉強になつて、それ／＼の部門について、深い造詣の下に相当にまよまつた案ができておるといふことは大體結構なことだと思つておりますが、ただそれが全くと申しまするか、私的の委員会みたいなことになりまして、正式に手続を経た行政機関である委員会というような形になつていないのであります。どうしてそういうふうの正式の手続を経ないで、そういう委員会をお作りになつておるのでありますか、その辺を御説明を願ひたいと思つてあります。

○政府委員(岡崎勝男君) この政令發
間に関する委員会は、御承知のように今
今年の五月五日のリッジウエイ最高司
令官の聲明によりまして、日本政府が今
今まで主として占領軍の示唆によつて
出しました政令等を政府において検討
する権限を与えられたのであります。
そこでこれは政府の責任で検討するわ
けでありまして、その結論を貴会に委
つて行つて話をすることに致つておる

わけでございます。そこでこれは全く政府の責任でやるべきことであります。が、事はなか／＼各方面に亘つております。政府の部内におきまして、こういう仕事をすることに適切なところは内閣官房であります。各省に跨がつておりますから、即ち総理大臣のところで行ふべきことであります。ところが突を申しますと、私どもも自分だけで案を作ること自信がなかつたものでありますから、各方面の権威者と言いますか、そのかた／＼にお願いをして意見を述べてもらう、こういうことになつたのであります。そこで一つはいろいろ考えまして、例えば法律なり、政令なりで委員会を作るといふ方

非公式に意見を述べざる機關ということにいたしましたのであります。その結果責任は一切総理大臣なり、内閣なりに置きまして、この政令諮問に關する委員は自由な意見を述べられるけれども責任はない。従つてその意見を採用するかしないかは全く総理大臣の考え一つ、こういう形になつておるのであります。その結果答申もありまするけれども、採用した部分もあり、採用しない部分もあり、又これを尊重するとかしないとかいふ問題も起らないし、何故に委員がこういふ意見を出したのかというやうな委員に對する非難等はないことにいたしました。こう考えておつたわけでありませう。

○竹下豐次君 私はこの政令諮問委員會でやつておられるような仕事は、これは当然内閣のほうにおいてされなければならぬことである。そのために内閣に官房というものもかなり大きな組織でこしらえておるのであります。又たび／＼閣僚の懇談会なり、正式の閣議というものもお開きになりまして、國家の大事な政策は取りまとめて平素御審議になつてもおるはずであります。又しなければならぬ。全責任がすべて内閣にあるわけでありまして、そういう大事な仕事を先ず自分たちの手によつて立案するというのを避けて、全く法的に言うならばブライベートの關係にあるほかの団体に立案させるというようなことは、どうも正しい途でないんじゃないかというふうに考えるのが一つ、國民といたしましては、とにかく国会で指名された総理大臣の信頼してある關係が、お捕らなうておりますので、その人たちはほかから見ても本當に責任のあるよ

な仕事をしても構はない。これに國民の内閣に対する期待でなくちやならない。又そうだと思つております。只今官房長官のお話によると、官房があつて、そこしなければならぬ仕事であるけれども、いろいろな仕事の忙しせいせいもあるのが知れませんが、自分たちのほうでそういう点まで準備する自信もなかつたので、こういうふうのも一つの理由だと、こういう御説明でありましたが、どうも私はそういう御説明を官房長官から承わるのは誠に意外に思つておるわけであります。若し官房のほうでその準備ができない、一般政策の広き部面に亘つて立案する力

かないというならば、もう少し大きな組織にされて、そうして立案されるべきじゃないか、それをやらないで、ブライベートの委員会に先ず一応お任せして立案させるというようなことは、どう考えても私は内閣のとるべき筋ではないと思うのであります。なお又この顏柳いなどは相當に立派な人で、或りまするので、私は人選が悪いとか、或いはそれがよく言われるような党派的な人選をされておるとかいうような部面があるというようにを申すわけではありません。それは私はないということを信じておるわけでありますが、顏柳いは非常にいい、そうしてこれは甚だ露骨なことを申しますが、閣僚のかた々と比較したしても見劣りしないような人たちの集まりである。そこで教育の方面も何も彼もとにかく行政部面の殆んど全般に亘つた根本的の立案をされ、それを内閣がお受けになりまして、そうして又内閣の相談をされて、果符に移されるといふような会

いうことは、これはもとより当然のことであり、その相手にされる人は二人か、三人或いは四人になつてもいいと思つておられますが、今の組織で申しますと、ちよつと公的なもののように思つておる国民もあるであらうし、少し事情のわかつた人は、これは全くプライベートなものでおかしという疑惑を持つ人があると思ひます。非常に国民に混乱を起させる考え方だ。やはり全責任は自分で持つてやるか、言葉で言うならば、責任を転嫁しようというふうな気持ちじゃないかと、私はそうは思ひませんけれども、そういうふうなことで考える人がないことも限らない。これは私はよくないことだと思ふ。そういうふうな誤まつた考えの一部の人に起させるというふうなことがありましたならば、これ又政府の責任であつて下手なやり方じゃないか、かように私は考えるわけであり、正式にこれを諮問委員会としておきめになつて、公務員的な責任を負わせるというところ、ものが言いくいというふうなことがあるかも知れませんが、併し私は責任を負わされるようなことだつたら言ひ得ない、責任がないから勝手に言うというふうな人の集まりじゃ、これはもう頼りのないことだと考えます。発言する以上は、これはすつかり自分の責任を負う、他の人の批判も正面から受けるというぐらゐの覚悟があつて然るべきじゃないか、今の顔つきの人はそのぐらゐの意気の人が集まつておるよふに思つておるのではありませんが、そういう点をさつき承りましたところ、私の今まで想像しておるところは大変な違いがあるわけであり、何とかこれを、是非そういうものが必要であるならば、正式な手続きをとつて立派な本當の、誰が見ても政府の諮問委員会であるというふうな形をとつて行かれることを私は希望しておるわけであり、若しそれができないというなら、むしろおやめになつて、そうしてすべての準備を内閣でやるということがいいんじゃないかと思ひますが、先般来この委員会委員の諸君からの御質問に對しまして、各大臣からそれ／＼の答弁をなさつておるよふなことを承りまするといふと、よく政令諮問委員会の答申に基いてとかいふよふな御答弁があり、そのなかの事案そのなかの事案が、そういうわけではあるけれども、併し私などの耳に響くところは、如何にも何だか偉い委員会というものがほかにあつて、それで閣僚が引摺られてゐるのじゃないかというふうな気持ちを少くとも私は与えられたのであります。これは私は遺憾に思ひます。かようなことを申しますのは、先にも申しましたように、私は行政上の責任はうんと恩腕を揮つて頂きたい、世間にもそう信じさせるよふな方向に進んで頂きたい、こういうふうなことを考へておるもので、申上げにくいことを実は申上げておるわけであり、この後何となくこれをなさるお考えはありますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) 今の御注意は非常に有難く存するのであります。ただおつしやるよふに、これは本當の總理のプライベートな相談相手ということなのであります。ただその委員の願ふがなか／＼立派な人ばかりなもので、新聞などでもこれを重に取扱ひし、實際上政府も非常に尊敬してこの意見を聞いておるわけであり、先ほどもちよつと言葉が足りなかつたかも知れませんが、我々が自信がないといふことではないので、実は例え行政制度の改革についても、今事務整理と人員整理といふことをやつており、今後機構の改革というよふなことも考へておりますが、例えは現在ここにおる橋本行政管理局長官の手で作つておる案といふのは、これは閣僚閣僚で一つの案を作つてそれで進んでおる、それに対して並行的に各委員の意見のまとまつたものが出てきて、これを参考にし又案を考へ直すといふことをいたしておるのです。ただ行政機構の改革にしても、或いは今の事務整理の問題にしても、或は閣僚閣僚皆各省大臣をしておりまして、どうしてもこれは人情として自分の省はかわいものであるから、ほかの省の整理はともかくとして、自分の省だけは成るべく整理したくないといふ気持は皆持つておるわけですから、そこでもすれば非常に熱心な行政、何と言ひますか、各省の大臣においても非常に頭張る人は整理の仕方が少いとか、余りものを言わない人はそれが強くなつてしまふというよふな弊害が起るやうなものであります。こういうことから、やはり広い視野で、そうして民間に在る人が政府の状況を見て、これはこうしたほうがよいという意見を自由になされることは非常に参考になるのであります。それで全くこれは責任は總理大臣が負ひ、且つ内閣が負うものでありますから、これには決して拘束されるというわけは、ありません。

○竹下豐次君 私の申し上げましたのは、これが無駄だといふことを申したのではございません。各方面の有識な人たちの意見を聞かれて、それを参考にされることは誠に結構なことであり、併し、それをプライベートなものから、世間から申しますと、他力本願でやつておるというふうに見える、そういうよふな形をおとりにならないで、必要であるならば、正式な手続を踏んだ委員会として諮問される、その答申を得て、それは諮問ですから、採用するといふよふなことは、これはもう勝手でしょう。今と變りない。何も今のような組織で、いまいな形にしておられる必要はない。正式な手続を踏んでやる、こういうことを申上げておるわけであり、決して各方面から広い知識を集めるにそれ自体を悪いといふのじやありません。内閣だけでしつかりやればよいじゃないかといふことを申上げておるわけでもないのではありません。それは如何でございますか、この政令諮問委員会は今後まだ長

く続くものでございましょうか、大體お仕事はおしまひになつたのですか。○政府委員(岡崎勝男君) これは政令でございまして、政令はたくさん出ておりますが、多くこれは事項別に分けてやつておるわけですが、まだ暫らく続くと思ひます。実はこれはこういう立派な人であり、手当は一文も出さないので、集まつたときにお茶を出す程度のことでして、それで正式なものにしますと、どうしてもその委員会の勧告を尊重するとかいふこともしなげやならん。これはまあほんの腹藏ない意見を述べ合ひまして、私どもも出て随分ひどいことも言つたのですが、そこにその運用の妙があるよふな気がいたしまして、しかつめらしくないことと、それからまあできるだけの委員のかたがたも手当等を、或いは仮にきまつた手当を出さなくても、集まつたときに千五百円以内というよふな日当を出すといふことになつてはいますが、そういうよふな正式なものにしてみたいくないといふことと、報酬をやりたいの、だといふことも、これは辞退されるという点もあるかも知れませんが、要するに總理に對して何とか手助けを非公式にいたしたいといふ委員側のお考えもあり、いろいろ、もうそういう長いこともありません。恐らく大部分の意見は述べられたと思ひますから、もうその主要目的は達したのであります、が、まあもう少しは続けて行きたいと、こう考へております。

○竹下豐次君 極くまあ端的に私の思つてゐるよふなことを申しますが、つまり議會における政府当局の大臣、政務次官、政府委員等の御答弁を承ら

ておりまして、どうも甲の省で考えておられること、乙の省で考えておられることが違ふ、違ふことはあるわけですが、委員会等で説明を聞く場合において、それがはつきりするところとがよい、あるのであります。けれども、これは國務大臣が省でそれぞれ各省大臣の立場にあつて立つておられますので、自分の省がかわいさのために、自分の省、ただ省の長官としての立場を重くお考えになつて、國務大臣という全体的責任を幾らかお忘れになつておるきらいがあります。そういうことで、やはり閣外の取組りが付きたいのじやないかということの想像を、これは私の想像が誤まつてゐるかも知れないが、私はそういうふうなことを考えております。又世間でもそういう噂をしてゐるのがたゞさんあります。その際に閣外の有力な人たちが、而もプライベートな存在としてあつて、そこで要するに全般に亘る立案をしてゐる。そして總理大臣にそれを提供される。それによつて閣僚たちが動くということになると、世間から見ると、そのつちのほうは上で、閣僚たちが行政機関として、こう下に置かれておるような感じを与えないといふことは私は言えないだらうと思ひます。私非常に遺憾だと思ひます。閣僚たちにはむしろお気の毒だ、なぜ總理大臣に対して閣僚の各位が黙つていらつしやるのだらうというふうなことすら私は考えたことがありません。そういう意味で申上げておるのであります。今やつていらつしやる内容が悪い、つまらない答申を参考にしていらつしやるというふうなことで申上げてゐるのじやありません。で、私

は最後に希望を申し上げておきますが、お考え直し下さいまして、是非それが必要であるというならば、正式な委員会として正式な諮問をして、答申をまとめて頂きたい、これを参考にして取るか取らないかは自由であります。かように考えておる次第であります。

○委員(河井彌八郎) それでは青野政府委員から、總理府、本府の官房と、内務部局について、附屬機関等について御説明があつたのでありますが、その範圍で御質疑があれば願ひます。そして更に次に進みます。

○榊見義男君 二つの局について御説明を煩わしたのでありますが、一つは統計局の現在やつておられる仕事、それから今回の整理をどうしようにしておやりになつたか、この点を詳細伺ひたいのであります。と申しますのは、今食糧庁の職員整理の問題と共に、農林省の統計調査部の整理の問題が非常にやかましく論議されておるのであります。統計局の整理について詳細御説明を煩わしたい。それからもう一つは、農林省の仕事を、それから整理の状況、これからどういうふうになつて行くのか、この二つの点について伺ひたい。

○説明員(森田修三君) 私は統計局長でございます。統計局の今回の整理につきましては、現在定員が千二百三十四名でございます。その中に一般事務を扱いますものが二百九十名、それから集計職員と申しまして、集まつて参りました統計の整理をいたします現業的な職員が八百九十名、そのほか守備でありますとか、自動車の運転手でありますとか、そうした仕事をいた

しますものが五十四名、都合千二百三十四名でございます。今回の整理におきましては、一般業務をいたしますものは普通の通り二割という標準で整理されまして、それから集計関係の仕事をしたものは、これは仕事で現業的なものでありますから、特別の考慮をお願いいたしまして一割五分、なお守備小使その他のものはやはり現業的なものと扱われまして五分、そういう標準で百九十三名という整理人員が出て参りました。只今の御質問のお答えといたしましては、統計局といたしましては、現在國勢調査その他國務の基本に關する統計調査事務、それから他省の所管に屬しない統計調査事務、なおそのほか他官庁から委託を受けました統計事務、この三つを扱つております。一番重要な事務は國勢調査でございますが、この國勢調査は五年に一回の調査でありまして、この調査をいたしますために特別に人員の手当をいたしまして、これは事業に伴う経費といひまして、定員の中には組みません。臨時職員の名義で雇つておりますので、これは定員の中に入っておりません。従ひまして現在はこの定員のかに約二千二、三百名の臨時職員を持つております。結局統計局に働いておられますものは約三千四、五百人になつております。國勢調査のための職員は、國勢調査の仕事が終了すると一必要なくなりまして、これを定員に組みますと、そういう關係が非常に面倒になりますので、これは常雇の職員といたしませんで、臨時の職員といたしまして、今申しましたような方法をとつて、この次第であります。

す。で、今後の問題といたしましては、勿論國勢調査或いはその他の代理調査をいたします際には、特別に予算を頂戴いたしましてやりますので、ふだんやつておられます調査といたしましては、現在持つておられます職員で十分やれると存じております。現在やつておられます國勢調査以外の事務といたしましては、毎月の人口の變動並びにその人口の産業上の状態、つまり就業、失業の状態を調べます労働調査、それから消費物価の水準の變動を調べます消費者物価調査、例のCPSと申してやつておられますものであります。なおそれと並行いたしまして、小売物価調査を他の面から行なつております。それが毎月定期的に行われる主なる調査でありまして、そのほか臨時の、例へて申しますれば、事業所統計調査でありますとか、或いは個人企業の収益調査でありますとか、そういうたふなるものをそのとき、そのときに予算を組みまして実施いたしておる次第であります。只今お話に出ました地方庁におきます統計関係職員の管理は、これは目下統計委員会の所管になつておられます。その理由と申しますのは、これは地方庁におります統計職員は統計局の仕事をするだけではない、そのほか官庁の統計の仕事もやつておられます。例へて申しますれば、通商産業省の仕事もやつておられますし、労働省の仕事もやつておられます。そういうふうな關係上、地方庁の統計職員は指揮監督は統計委員会とやつております。

以上お答え申し上げます。○榊見義男君 ところで「平和回復後も当分虚情事務は存するので一般整理とする。」、こういう説明が付いておるのですが、当分虚情事務が残るということの説明を伺ひたい。

○委員(河井彌八郎) 榊見君に申し上げます。虚情事務局は局長がおりませんからあとに廻します。

○榊見義男君 局長でなくても、どなたでもわかつておるかたに……。

○委員(河井彌八郎) 今おらないので、○榊見義男君 あつて結構です。

○委員(河井彌八郎) それではこの定員法改正資料というものがお手許に行つております。この順序に従つてずつと進めて行こうと思ひますが、外局としての統計委員会、これはどういふことですか。政府委員はおられますか。

○説明員(森田修三君) 簡単に御説明いたします。統計委員会はたび／＼なぜ内閣の中に統計局と統計委員会と二つあるかということが問題になつておるのを聞きますが、統計委員会は統計の策定調査をいたすわけにはありませんので、官庁統計の全体の総合調整をしておるわけでございます。つまりダブつておられるような調査をできるだけ省くとか、或いは各省の統計の間に企業性を保つとか、或いは不適当な調査方法をする場合にはそれを是正するとか、そういう国内における官庁統計の総合調整と、それからこの頃には非常に國際連合を中心とする統計業務が発達いたしまして、各國の統計の基準を國際的に統一するといふことが非常に進んでおりますし、それから國際連合の統計書類に日本の数字を要求される場合が非常に多いので、それが個々に違つた数字を出しては非常に困りますので、そういう對外的な調整關

係をもいたしております。それで現在は全員六十三人おります。全体が大体総務課と審査課に分れておりまして、総務課の庶務会計、人事関係が二十六人、それから審査事務、これは今申しましたような実質的な総合事務を担当しておりますが、それが大体三十四人おります。そのほか委員長と常任委員とで三人おまして、全員六十三人でございます。それに対して一割整理することに決定されまして、六人整理されるはずでございます。これは事務の能率その他で何とかカバーしてやると行けると思いますが、今まで進駐軍のスキヤップがその総合調整を、殊に外国関係の総合調整をやっておりますのが、講和条約が結ばれて、その仕事は日本の政府に委託されますと、対外関係の総合調整という事務が新しく加わりますので、相当に、人員も十分とは申せないと思いがすが、併し能率の増進、事務の合理化その他で賄つて行くことはできると信じております。簡単にございいます。

○委員長(河井彌八君) 御質疑がなければ、次に移ります。公正取引委員会。公正取引委員会の定員につきまして簡単に御説明申し上げます。

現在当委員会は委員七名と事務局職員三百五十五名からなっておりますが、このたびの定員法の改正によりまして、委員が五名、事務局職員は二百四十一名になる予定でございます。その減ります内訳を簡単に御説明申し上げますと、三百五十五名のうちから用人の十六名、これは五割でありますので、実際減りますが、そのほか御承知のように当委員会は準司法的な事務をいたしておりますので、その事務に従事しております者、審判官五名、審査官二十六名を差引きまして、二百五十八名のうち二割五分を減員するというところでございまして、この結果整理数が六十四、結局事務局の新らしい陣容は二百四十一名になるわけでございます。どういうふうな減員いたしますかと申しますと、これはまだ法律の機構の改正の問題は現在問題になっておりませんが、我々の腹案といたしましては、或る程度機構も簡素化したいと考えておりますし、又地方事務所の間も多少減らしたい、そのほか事務の簡素化、能率化等によりまして、只今申上げました二百四十一名の人員を以てまして、法律によつて与えられております我々の任務はおおむね達成できるものと考えております。

○委員長(河井彌八君) 次に、全国選挙管理委員会の説明に入ります。

○説明員(金丸三郎君) 全国選挙管理委員会について御説明を申し上げます。全国選挙管理委員会は現在七名の委員と四十八名の事務局の職員を以て構成いたされております。今回の整理では委員には別に関係ございませんで、事務局の職員四十八名をおおむね総府の他の部局と同じように約一割、四名だけ整理いたすことになつております。事務局は各種の選挙法の立案のほか、選挙の執行、全国参議院議員の通常選挙の執行、最高裁判所の裁判官の国民審査等の事務をいたしております。事務能率を上げますほか、いろいろ事務に改善を加えてこれで行けるかと行けると、かよう考えております。

○三好始君 これから御説明頂く際に、参考までに欠員の状況がわかつておりましたら、併せて御説明願つたらと思ふのであります。

○委員長(河井彌八君) 次は国家公安委員会、総府の国家地方警察について説明を願います。

○政府委員(中川淳君) 国家地方警察の行政整理につきましては、警察官と一般職員に分けて御説明申し上げます。警察官につきましては従来定員が三万人ありまして、国家地方警察といたしまして三万人では十分でないというところで、従来の行政整理の場合は対象になつていなかったのでございますが、このたびは前国会におきまして、事実上五千人の増員を御承認頂きましたと共に、この十月一日廃止いたしました自治体から一万三千八百八十人の警察吏員を国警が引継ぐことになりまして、総数が四万八千八百八十になることと相成りました。それで五千人の増員もあり、自治体からは、私ども当初立案いたしました頃は大よそ一万人の増員を計画しておりましたところが、三千八百八十人も余分に自治体から参りましたので、相当ゆとりができて、総合運営も可能になりましたので、このたびは警察官も行政整理の大方針に御協力すべきであるという見地から、この合計数の四万八千八百八十人の五分、即ち二千四百四十人を行政整理の対象にいたすことになりました。但しこの二千四百四十人は新規五千人の事実上の増員の分からは出すことにはいたしまして、事実上新規の補充増員を二千四百四十人といふことにはいたしました。従いまして警察官といたしましては、この行政整理によりまして出血をいたすものがないというところに相成るのであります。

それから一般職員につきましては、在来から国警におりました一般職員と、このたびの自治体警察の併合によりまして、自治体から引継ぎました警察一般職員との二口に分けて検討を加えております。国警に在来からおりました一般職員につきましては、通信と鑑識の業務に従事いたしております職員につきましては、これは通信のはうはいろいろ新しい施設ができて、そして、又鑑識関係につきましても、指紋その他非常に対象が増加いたしておりますので、これも非常に人手が不足しておりますので、これにつきましては整理を受けないことになりました。その他の一般職員につきましては、現業員については五分、一般職員につきましては二割という普通標準によりまして、合計千七百七十七人を整理いたすことになりました。それからこの十月一日に自治体警察から引継ぎました警察職員につきましては、自治体警察、当時ありました条例によりますと三千三百一十一人が国警に参ることになつておつたのであります。それらに対しまして、二割の行政整理をいたすことにはいたしました。六百六十二人が行政整理の対象になつたのであります。が、十月一日現在におきまして、国警に参りますときに、すでに四百五十一人がやめましたので、残りの二百一十一人をこの際実際の行政整理の対象といたすことにいたしましたのであります。以上であります。

なお一般職員の行政整理の対象を合計いたしますと、千九百十八人になります。

○補見義男君 ちよつと伺いますが、頂いた参考資料によると、その他の職員を二〇%強整理するとありますが、その他の職員というのはどういう仕事に従事している警察関係の職員なんですか。

○政府委員(中川淳君) 警察におきまして、警察官以外のその他の職員と申しますと、只今申上げました通信、鑑識、一般書記、それから小使、用人、そういう一般の職員を申します。

○補見義男君 その通信、鑑識のはうは整理率はゼロになつておりますね。それから小使とか、警防手とか、自動車運転手というのは、一般の官庁の整理率に倣つて五%を整理してありますね。そういう人を除いたその他の職員は二〇%強を整理するとありますが、そのその他の職員の仕事を伺つておるのです。

○政府委員(中川淳君) 一般の庶務、人事、会計、そういう書記的な仕事をしておりますものが大部分であります。

○補見義男君 それらの仕事に従事する人は、警察官という身分は持つていないのですか。普通の行政官庁並の職員ですか。

○政府委員(中川淳君) そうです。事務官、技官です。

○成瀬権治君 そうすると、予定されておる五千名の問題ですね。これの人たちは試験は終つておつたとか、いわゆる採用通知が出ておるといふような点をお尋ねしたいのですが、採用通知は出ていたのですか。

○政府委員(中川澤君) 丁度時期的によろしくございまして、まだ採用通知は出しておりません。試験が終了いたしましたあたりであります。

○成瀬權治君 そこで私はおかしい、どうも納得が行かない。採用者があつても、二千四百名ですか、採用せず首切る、だからそれは行政整理だという理論は、何か今聞いておりますと、幸いにしどうやら自治警から一万三千人ですか、予定しておつたよりは三千名増えたのだから行政整理をやるのだ、こういうことをおつしやつたけれども、採用せず行政整理と言つたら理窟に私はならんと思う。それはどういう意味か、もうちよつとはつきりしておきたい。

○政府委員(中川澤君) 行政整理という点から申しますれば、増員いたしましたものをそれだけ減らしましたので、やはり消極的な意味における整理と考えられておると存じます。

○成瀬權治君 そういう意味ですか。

○楠見義男君 第十回国会で五千人を殖やしたときには、警察大学とか、或いはその他の学校に常時五千人の人が通学するので、従つて五千人はどうしても必要だ、こういうわけだつた。ところが今回は二千六百になつておるのです、併し学校に入つておる者は五千人には変りはないわけですね。そこでそうなりますと、自治体警察から編入された一万三千百八十人のうちで、結局二千四百人分だけは従来の配置数よりも少くしてやつて行くと、こういうふうな理解していいのですか。

○政府委員(中川澤君) 自治体から入つた分だけと承りますと、ちよつとよく御説明いたしたのでございます

が、従来は國警が三万人おりました。その中から五千人を学校に入れておまして、そうするとそのあとが穴になつて欠員になつておつたわけでありまして、今度は四万三千人分につきまして、その中から二千六百人を学校に入れて、四万八千の中で二千六百分だけいつも穴になる、学校に行つておる間だけそこが空になつておるわけでありまして。

○楠見義男君 だから、学校に入つておるのは常に五千人は足りないわけですね。従つて全体の配置から行きますと、従来は三万名のほかに五千人という人間がおつたわけですね。ところが五千人は変らないということになれば、一万三千百八十人の従来自治体警察としておつた人のうちで、二千四百人分だけが結局従来の配置に比べる、或いは全体を通じてかも知れませんが、配置が少くなる、こういうふうなことに了解していかどうかということなんです。

○政府委員(中川澤君) おつしやいまして、全体を通じて、それだけやばり結局穴が出るということでありまして、

○成瀬權治君 これは整理には関係ないこととすけれども、國警と自治体と今合せますと何人ぐらゐりますか。

○政府委員(中川澤君) 自治体のほうは、定員の枠が外されましたけれども、やはり現在のところまだそう大して増員もいたしておりませんので、やはり従来の九万五千の中から一万三千を引きました残りの八万二千程度がおるのではないかと見ております。それから國警といたしましては、従来の三万と、この一万三千と、それから今度

の二千六百、合計いたしましたして、結局十二万七千六百というものが大体の最高限ではないかと見ております。

○成瀬權治君 戦前の数とどうですか。

○政府委員(中川澤君) 戦前とおつしやいまして……。

○成瀬權治君 例えは昭和……。私のほうで言わないから、あなたのほうで若しデータがあるのなら……。

○政府委員(中川澤君) 例えて申上げますと、満洲事変当時が六万三千、昭和六年、それから支那事変が勃発いたしました十二年が七万二千、それから各種の規制が行われまして、経済警察関係、防空関係で年々増加いたしましたので、そして終戦当時におきまして九万五千、それで新制度になりまして、三万人の國警を増員して十二万五千。

○成瀬權治君 大体戦前の約倍になつておるということが言えるわけですね。昭和六年の満洲事変当時の……。

○政府委員(中川澤君) そうです。

○成瀬權治君 それから今六万三千とか、七万二千とか、九万五千とか殖えたのを聞きまして、これは外地の朝鮮とか、台湾、そういうものは含んでいないのですか。

○政府委員(中川澤君) はあ。内地だけですよ。

○委員(河井彌八君) 次は國家消防

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

○説明員(河井彌八君) 國家消防は

す。約一割弱の減員でございます。國家消防の事務は消防全般に亘りまして、自治体消防の育成助長と申しますか、お世話をする官庁でございます。が、今度の整理によりまして、支障を来たさないように事務の効率化を図りまして善処したいと存じております。

○楠見義男君 ちよつとお伺いしたいのですが、十人のうち、この前何かの機会にこの委員会でお伺いしたときに、技術要員が二名、管理要員が八名、こういうふうな何つたのですが、さうですか。

○説明員(河井彌八君) さうでございます。正確に申せば……。

○楠見義男君 そこで警察の場合の警察官の整理と必ずしも性質は同じじゃないので、技術要員は非常に少ないので、二名でありますけれども、技術要員二名の整理というものは、一般警察官の整理のゼロとは、今申上げるように性質は全く同一ではありませぬけれども、何だか彼此均衡を失つておるのじやないかと、こういうふうに考へ、疑問が出てお伺いするのですが、この技術要員というのはいくら技術要員で、これは整理してもいくら大したことがないのかどうか、その点をお伺いしたいのです。

○説明員(河井彌八君) 技術要員につきましては、國家消防庁といたしましては、技術面が非常に大事な役所でございますので、特に重要視いたしまして、一般の事務管理要員と率を非常に下げまして、正確に申せば五分程度の極く微弱な整理率になつております。管理要員のほうがそれから比べれば多くなつております。

○楠見義男君 どういう仕事をやつておるのですか。

○説明員(河井彌八君) 私のほうの消防研究所の研究機関に所属いたしまして、物理、化学或いは建築技術、氣象というふうな専門的な立場から消防の技術面を担当しておる要員でございます。ちよつと説明しておきますけれども、國家消防庁の業務は、國警のよう第一線で制服を着て業務をなす役所ではございませんで、中央にありまして、主としてそういう知的方面の作業によつて地方の第一線の消防機関を指導しておる官庁でございます。

○成瀬權治君 ちよつと私聞き落しの

○説明員(河井彌八君) 大体技官、それから技官の補助職員である技術員と申しますか、そのほか合しまして大体現在四十九名であります。

○成瀬權治君 欠員は四十九名のうちに二名ぐらゐるわけですか。

○説明員(河井彌八君) 欠員は現在のところ非常に少ございまして、業務が多岐に亘つておりますので、現在一名でございまして。

○竹下重次君 火災の損害の件数なり、損害額等につきまして、どういふふうに殖えておるのございましてか。

○説明員(河井彌八君) 簡単に申上げますと、火災の件数は大体累年若干殖えております。損害額はこれは大体数年間殖えたり減つたりしておりますけれども、一昨年に比べて昨年は相当減つております。本年になりまして損害額は非常に減つておりますけれども、焼失坪数は逆に殖えております。

なかつたのでありますが、何日間でも留置して、そうして調べることができた。ところが現在におきましては、人権尊重の建前から申しまして、十分の証拠を握りますまでは逮捕状の請求もできない。逮捕状の請求をすれば四十八時間以内で、逮捕いたしますれば四十八時間以内で警察といひましては処理しなければならぬ、非常に時間的な制限拘束を受けておりますので、やはり大勢の刑事を使つて、そうして証拠固めをしなければならぬというようなこともありまして、警察官が割に多く要するということになるのじやないかと存じます。

○成瀬權治君 この人数の殖えたことは、私は費用で言うなら非常に大きな問題だと思つたのですが、あなたたち警官がやつておいでになつて、全体こんなに殖えたために犯罪の発生するのを非常に防止ができたという私は実績が上つて来なくちやいかないと思ふ。窃盗が殖えた、だから警察官を殖えて行くのだ。それがや話にも何にもならんのです。あなたがたの本当の警官の使命は事件の発生を防がれることだと思ふ。だから警官を殖せば殖すほど犯罪が殖えて行くという事は納得が行かないのです。どうして殖えて来るのですか。世上が悪いという一語に尽きるのですか。何かあなたたちがそういう立場に置かれて、犯罪を防ぐということについて努力しても、併しそれでも殖えて行くというやうな何か根本的な原因というものがあつたのか。そういう点について何かお気付きの点があつたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(中川清君) 世上その他の問題につきましては、私も申すべき筋ではないと存じます。私どももいたしましては、警察官が非常に殖えたのは事実でございますが、一番この歩が厚く殖えたのは大都市でございまして、国警といひましては三万人を以ちまして、人口から言ひまして丁度日本全人口の半分を持つておりました。一町村に殆んど一巡査というやうな状況でございましたので、殆んど戦前とは国警の受持だけから申しますれば殖えたとは言われない状況であります。殖えたのは大都市初め大都市であります。これらの都市におきましては、その後関係方面の勧奨もございまして、いわゆるパトロール制といふのを取りまして、殆んど間断なく巡査が街を歩いておるといふことになつております。そのために非常な防犯的な効果が挙げたといふことを大都市警察では言つております。私も事実さうではないかと存じております。

○成瀬權治君 私はパチンコが非常にやりまして、それは私学校の先生に聞いた話ですが、パチンコが殖えて不良少年が非常に出て来て、それに対して先生たちはそこらあたりをぐる／＼廻つて取締つておる。警官のほうにも協力してもらつて。こういうやうな点でパチンコがなければ私は警察も責任がないだらう。学校の先生で言うならこれは怪しからん。悪くなるというやうな責任が直に警官のところへなして、そういう不良少年を出したところの教師のところへ跳ねつ飛ばりが来ておるといふやうな点ですね。パチンコばかりでなく、競輪とか、そういうやうなのが非常にやつて来て云々と、私はそういうふうなことにいつて何かあなたは御意見がないかと思つて突はお尋ね

したのですけれども、まあそういうやうな点は非常に政策めいたことであるから遠慮されてゐると思ひます。なお言ひたいこともたくさんありますけれども、この定員法の問題とは直接関係がないから以上でやめます。

○委員長(河井廣八君) それではふ慮情報局長が見えておられますから説明を願ひます。

○補見義男君 ふ慮情報局の問題なんです。行政管理局のほうで取りまゝめて頂いた資料によりますと、管理事務の簡素化で、現在の定員六十名のうち一割の六人を減すと、あとは平和回復後も当分情報事務は存するのだ、あとは整理ができなかつた、こゝういふ説明が附いておるのですが、そこでその今後残る仕事というものは、どういふ種類の仕事かどういふ分量で残るのだからかといふ、それは平和回復にも関連して、できれば整理する人員は多ければ多いほど政府としては望んでおられるところであらうと思ふのでありますが、その間の事情をお伺ひしたいといふのが趣旨です。

○説明員(熊田保君) 第一、只今平和克復後に備へましてやつておる仕事と申しますのは、銘々票の整理であります。この銘々票と申しますのは、俘虜の戸籍簿本に四載するものであります。この俘虜の収容されてから解放されたまでの一々の事項を克明に記入して、その俘虜がどういふ経路を辿つて解放に至つたか、これまでの事情を詳しく記述するものであります。そしてこの俘虜銘々票なるものは、一九二九年のジュネーヴ条約の俘虜待遇に関する条約の第七十七条によりまして、平和克復後相手国にこれを交付するよう

に規定せられております。現在この銘々票を相手国に交付でき得るやうに記入をいたしております。そこで俘虜のほうは、大体連合各国に交付する国々が米英初め大国が約五、六カ国、その他小さな国が十カ国ほどございまして、十五、六カ国になつております。この俘虜の人員は約十七万、そのほかに今回の太平洋戦争におきましては、軍抑留者といふのがおるのでございまして、軍抑留者が約十萬、これも昭和十七年当時、時の外務大臣によつて一九二九年の俘虜待遇に関する条約に準じてこの取扱ひをするというやうに協定されてありますので、この軍抑留者につきましても、銘々票の整理等はこれに準じて準備してございまして、ところ

でこの俘虜待遇に関する条約によりまして、俘虜はその俘虜であつたものが服役した国の政府に引渡すやうに規定されておりますが、抑留者はこの服役した国に引渡すといふことはないのであります。これは各国籍別に調査してございまして、各その国々に交付することになるのでございまして、この国が殆んど世界各國全部に亘つてお

りまして、六十数カ国に及んでおります。そこでこの抑留者の銘々票の整理といふものもこれに準じてやりますので、仮に来年の三月末に講和が発効になりまして、直ちにこの各國と交渉をしまして、この銘々票の交換をやると仮定しまして、これだけの国に對して交付し、又は日本の兵隊或いは地方人で連合國に俘虜となり、又は抑留されておつたものは、同様に相手国からこれを受領しなくてはならぬのであります。これらに費す時間を見まして、約三、四カ月は十分かかると思ひ

ます。なおこの俘虜情報局は、終戦後六年に至つて一休を置いてゐるかといふやうな噂も聞くのでございまして、これは御承知の通り、敗戦によりまして戦争裁判に問はれました。それで俘虜情報局は俘虜に関する戦犯或いは東京裁判、A級裁判にも俘虜に關して關係の書類を持つておりましたので、かたがた兩裁判に對しまして、この資料の調製を弁護團或いは検事團、調査團といふ方面から毎日、日時を切りまして請求がありまして、昭和二十四年の六月までは殆んど戦争裁判の資料の調製を命ぜられまして、俘虜抑留者の整理といふものは殆んどなし得なかつたのでございまして、それでなお条約によつて各國政府に交付します銘々票のほかに、それに附随したところの關係書類といふものを、これも調製をして交付を要するのでございまして、どういふものが要するかと申しますと、連合各國俘虜に對しまして、犯罪のために日本の軍部がこれを刑に処したい、或いは死刑をしたい、こゝういふものゝ状況はすべてその当時各國政府に直ちに通知すべきところ、それもつまりその當時はできなかった。こゝういふ通知を……。そこでこの平和克復に際して銘々票送付と同時に、この書類も調製をして、それで相手国に交付する。このほか墳墓票等も調製してこれを交付しなくてはなりません。そのほかなお御承知の通り、戦争中は連合各國の俘虜を日本の生産補充のために各会社、工場に使役しておりました。そこでこの災害によつて死亡した俘虜に對しましては、當時賠償という意味ではありませんが、日本の工場法、鉱山法等によりまして、つまり見舞金といふやうなも

のを出した。これも昨今調査した結果によりますというところ、その見舞金を出したところもあり、出さないところもありという問題もありまして、

これらは克明に調査をして、その際や当該政府に、相手国政府に引渡す必要があると思ひます。なおこの調印後から平和発効後において、各国より俘虜の賠償その他について種々混み入ったところの請求があるだろうと思ひますので、そういう点も考えまして、人員は現在の人員より一割減らされた程度で漸く間に合うくらいの仕事ができるのではないかというところを考へておる次第でございます。なお只今は丁度そういう予定でおりましたところが、国際連合総会から更にこの請求がありまして、戦時中死亡したところの俘虜の氏名、それから死亡月日、原因並びにその死体の処置、墓地というようなものを調査して至急出せという通知がありましたので、現在これをやつておりますが、これに約二カ月半を要しましたので、二カ月半だけ事後の整理が遅れるような状態になっておりますので、このほかに又種々の要求がありますれば、それだけ俘虜の業務が遅延するかと考へておる次第でございます。

○委員長(河井彌八君) ちよつとお語りいたしますが、賠償庁関係の賠償庁次長が用事ができておるので繰り上げてほしいと言ひますから、繰り上げて議題にいたします。

○政府委員(河崎一郎君) 賠償庁次長でございます。賠償庁におきましては、現在賠償事務以外に、特殊財産事務と申しまして、日本にありまする連合国人所有の財産の返還の事務、それから日本にありまする元ドイツ人の財産

の処理、それから更に略奪物資と申しまして、

「委員長退席、理事瀧淵春次君委員長席に着く」

占領地から戦争中こちらへ持つて来ました物資の返還の事務、そういう仕事がたくさんございまして、大体現在の定員の百二十九名のうちの半数が特殊財産の事務でございまして、賠償の事務が全体のやはり半数を占めておる状況であります。ところが現在賠償庁でやつております賠償関係事務は、いわゆる指定の賠償施設、機械の管理でございます。この仕事は一応平和条約の発効と同時に一段落を告げると思われるのでありますが、それ以外、先ほど申し上げました特殊財産の事務は、これは条約発効後も引續いてその実施を日本側に任されることは平和条約でも明記されておるわけでありまして、従ひまして賠償庁としましては、今後行政整理の趣旨に對しまして、大体事務要員を六九%ばかり今度減らしたのでございまして、賠償関係におきましては、今後新しい賠償との関連もございまして、今まで積み出したいろいろの賠償施設の記録とか、その調査、これに若干の人数を残しまして、賠償関係で十六名、それから特殊財産の事務は二十名として、それ以外の小使とか、給仕とか、施設要員は全体の整理率によりまして五%減にいたしました。総数四十七名の新定員を以て、最小限度の人員を以て今後仕事をやつて行きたいと思ふのであります。

○理事(瀧淵春次君) 賠償庁次長に對する御質問を……

○成瀬權治君 もう一つお聞きします。賠償関係は十六人で、それから特殊財産関係を二十人、小使さんなどのそういう人を十一名、計四十七名で仕事をやつて行く、こういうことでございませうか。

○政府委員(河崎一郎君) そうでございませう。非常に思い切つた削減でございませう。

○理事(瀧淵春次君) 賠償庁次長に對する御質問がなければ、次の議題に移りたいと思ひますが。

○成瀬權治君 昨日上りました連合國財産の補償、そういうようなことは、この賠償庁関係でなくて、あれは大蔵省関係でやるわけですか。

○國務大臣(橋本龍伍君) 賠償庁の点に關しましてはちよつと御説明申し上げます。実はこの賠償庁と申しますのは、

「理事瀧淵春次君退席、委員長着席」

終戦直後、あの當時の状態に基きまして、主として日本国内にありまするところの、ボーレー案に基いて産業施設をとつて行くというところをするつもりでできた役所でありませう。その賠償庁の仕事というものは、結局ここにもありますように、この方式でできた役所として、もうこの程度に人員でよろしいという趣旨で、今度の議和条約に基きまする賠償問題というものは、今後いろいろな折衝をし、経緯を経なければならぬと思ひます。これは御承知のようにいわゆる役務賠償で、實際やるときには一種の貿易、無為替輸出みたいな恰好で行くだろうと思ひます。實際は外務省の今度で行きますと、国際協力局の仕事になりますか、つまり

外務省と通産省が主として連絡をとりまして、賠償関係で大蔵省が連絡をとつて、賠償、賠償と申しますか、一種の特別輸出みたいな恰好が主だろと思ひます。そのほうの問題に關しましては、賠償問題自身についても、これはいろいろな含みがあると思ひます。それそれから若し実行的な段階になりましたら、それはいつのことかわかりませう。これはいつのことかわかりませう。そのときにはそのときに應じたものを結局考へて行けばよろしい、少くとも終戦直後にできたボーレー案に基く今日の賠償庁の組織というものは、これはもう根柢から考へなければならぬ。当然将来は機構の問題があるわけでも、とにかく今のところは財産管理だけ残して置くというやうないかという趣旨でございませう。この間お上げ頂きました連合國財産の補償問題は、これは大蔵省の所管でございませう。

○委員長(河井彌八君) 次は地方財政委員会に移ります。

○政府委員(秋田保君) 地方財政委員会の行政整理につきましては、特に取上げまして事務の整理をするものがございませうので、一割のいわゆる一般率の適用になつております。即ち現在百四十一人でございませうのを一割、十四人落しまして、新定員は百二十七人といふのでございませう。

○補見義男君 これは私説明書を見てどうして理解できない点があるのですか、それはこの一月一日から十名増加して、それから四月一日から三十名を増員して、合計四十名、二回に亘つて増員したのですが、これは増員するのにはするだけの理由があつて増員したと、まあ常識上考へられるのです

が、それを今回半年たつたかたないうちに十四人の減員をするという、如何にも無定見と言ひましようか、理解に苦しむのですが、一応一月から十名はどういう仕事でどういう関係で減え、又四月からの三十人はどういう関係で減え、その減えた仕事がある要らなくなつたかどうか。それから十四人を整理することによつて今後どうなるのか、その間の事情、とにかく一月一日から今回提案になつたまでの経緯を一つ伺いたいであります。

○政府委員(秋田保君) 一月一日に十名増員になりましたのは、地方税法中の固定資産税評価に關する事務の基準の作成、指導等に當ります職員を増加したわけでございます。四月一日から三十人を増員いたしましたのは、主として地方財政の實體的な調査、最近地方の平衡交付金であるとか、起債等の問題につきまして、種々問題が起つておりますので、その基礎資料となるべき地方財政の實體の調査をいたすのが主眼でございます。従ひましてそういう事務は今後も續けて行かなければならぬので、お説のように何らそこに事務が少なくなつたわけではないのであります。一般に会計事務とか、人事管理事務というやうなもの簡素化が行われますので、このやうな事務の整理も我々としても行ひまして、又能率も挙げまして、先ず一般なみの整理率、この程度を以ちまして今後同じやうな仕事を継続してやつて行きたいと思ひております。

○補見義男君 これも又意見になりますが、こういう行政整理のやうな方針がきまらなければ、恐らく十四人の整理も行われなかつたと思ふのですが、

れまするときには、直接責任大臣という形とはいささか違ひますけれども、岡野國務大臣とよく話し合ひをいたしてやりまし、特に地財委は今日地方行政簡素化のほうの主役でありますので、むしろこのほうも行政改革の専門官庁の役所でもありますので、十分にお互いに相談はいたしたわけでありま

○成瀬權治君 私に秋田政府委員にお聞きしたいのですが、あなたは大体この十四名というものの折衝を受けられたことが私にはあるようにお聞きするわけですが、それなのに、お聞きしましたら、まだこの十四名はどこでどうという具体案はないし、考えておられるけれども、発表も或いはできないかも知れない、少くとも私は腹案があると思うのですが、ですからお尋ねしたい点は、十四名に対してあなたは納得されておられるかどうか。それからもう一つは、十四名を二十三名の中から何名落すというようなこと、これは言えなければ、ここでできているのかどうか、これを伺いたい。

○政府委員(秋田保君) この行政整理の問題につきましては、行政管理局より十分連絡を受けまして、而も一般的な政府の御方針もよく承りまして、その結果我々としては十四名程度は削減すべきだということでも申し上げて、この点を御了解願つたのであります。内容につきましては、十分打合せもいたしましたのであります。それから十四名をどこから減らすかというところは、只今具体的な腹案は持つておりませんけれども、先ほど申し上げておりますように、総務課、人事、会計に関するものに重点を置きまして、その

ほかは大体まあ非常に小さい役所でございまして、そのとき々の情勢によりまして適宜減らしたい、初めから特にこれを大きく分けておいて何が幾ら、これが幾らというふうなことは、非常に小さい役所でございますので、その必要はないので今は考えておりません。

○成瀬權治君 この三十名増員をされた、折衝をされたのは、あなたが大体私は主役だろうと思うのです、そこでこれを追及するということは、先ほど楠見さんからいろ／＼と出ておりました、私も立場は大体お互いに変つて見れば、私はわかると思ひますから、実は言いたくないような気がするし、又言わなければならぬと思ひますが、実際どうやつてもこれは論理が合わない、不見識なことだと思ひ、ですから私はあなたを責めずに十四名を承認されなくとも、二十三名のうちの大体一割の四、五名で納得されたというなら私はまだ納得が行く、片一方で三十名増やしておいて今度は十四名、これでは私は余りに何と言ひますか、力が弱いというか、不見識と言ひ、これは少し何となくして頂いて、今後こういうことのないように私はして頂かなければならぬと思ひます。

○竹下豊次君 今の問題は相當に質疑もされ御答弁もあつたようであります。が、私思ひますところ、前に定員を増加されて、又実際やつて見られて、相當まあ減らしていいんだとお氣付きになつたならば、遅かりしといえども、やはり減らしたほうがいいと、こういうふうな考えます。もう一つは、何人欠員があるかも知れないけれど

も、現在の定員のうち欠員はあるのじやないかと思ひます。そういうことも考慮に入れ、それから実際に百四十一人の人たちの働き振り等を總體的に平生見ておられまして、いろ／＼なことを考え合はして、なおこの後今までの具体案をお持ちになつていないかも知れませんが、整理の方針に従つてあとすつきり事務を整理して能率が上がるんだという氣持でおいでになるように私は了解したのであります。が、そういうふうな了解してよろしうございすか。(その通りと呼ぶ者あり)

○政府委員(秋田保君) さうでございます。

○三浦辰雄君 簡単に一つ……今地方財政委員会の欠員は現在は何人ですか。

○政府委員(秋田保君) 四名でございます。

○三浦辰雄君 そうすると、行政管理局が九月一日付で行政機関実員数一覧表の中に示しておる欠員を見ますと、十五名という数字が載つておるのですが、それは事実ですか。

○政府委員(秋田保君) 只今もお話が出ておりますように、本年度は三十名増員しておりますので、これが年間の予算がございせんので、逐次増加しております。最近漸く四名の欠員になつたのであります。従ひましてそのときの数字はその程度と思ひます。

○三浦辰雄君 それからお聞きしたかったのは、私このこと自体という問題よりも、やはり例えれば現業のものば五だとか、どういふものは十だとか、どういふものは二十だとかいう、こういうような大体の基本率で以て押しならして、いわば何といつても、行政事務

の刷新だとか、或いは能率化だとか何とか言つておられるけれども、底を流れるものは何としても天引的な思想がある。そういうものが現われておる。こういうふうに思ふのです。例えばまあ一般論のようになりますけれども、特定郵便局はどうだということになれば、局長さん五五引く、特定郵便局の局長一人について五五切れば、どれだけ整理されるのか。行政機構等については後述したい。又小さい、三人、四人の職員のおる、特定郵便局あたりはやはり五五という。これは、一休何人切るのだ、こういうことになつて、私はどうしても、何と説明をされても天引的な性格というものがはうほに現われておる。今私はそのことを思ふのでありますが、その点はどうでしようか。樺本長官から一つ……

○國務大臣(樺本龍伍君) これは前に申し上げましたように、今回の案を作りましたのは政令諮問委員会の答申案を参考にして、それに基づいて、これと各省との間にどうであらうかというところで話をきめたわけでありまして。そして更に閣議の段階になりましたから調整をいたしました。政令諮問委員会で案を作られますとき、類似のいろいろな仕事について、こういうものは大体何分ぐらいの整理で行けやしないかという分類をやつておられますけれども、おのずからその間に幾つかかなり細かく分れておりますが、全然手を付けられないもの等、いろ／＼分類をしましてスタートをしまして、それを基にして折衝して参りましたし、それから閣議決定後もいろ／＼調整をいたしました部分がございますので、總體的に、最初政令諮問委員会でごえました何分と

いうようなものがそのまま生きておる部分もありませんし、調整した部分もあります。が、要するに一つ／＼の事務について各省庁との間に、これで行政整理の趣旨から言つてできるだけやるとして、都合がいいかどうかというところを一つ／＼きめて行つた。私の申すのはそういう意味で事務の繁閑に応じて一つ／＼片付けて行つたというわけでありまして。

○三浦辰雄君 そうすると、誰が見てもどうも類似と考へられるその仕事が一一般の整理率よりも高い、或いは低いという場合においては、そこに特殊な事情が明らかにあるということ、或いはそうでなければ、その行政機関を担当されておられるところの國務大臣において、或いは責任者において特殊な事情がある、或いは言葉を変えて言へば、その特殊の事情というものは非常に心臓が強いとか、或いは非常に謙虚だつたとか、そういう二つの面からその差があると考へていいわけですか。

○國務大臣(樺本龍伍君) 大臣の氣が弱いとか、弱くないとかということ、これはただいろ／＼複雑な行政事務の問題で長いことやつておりますが、私のほうもただ大臣一人相手に話をしておるのではなく、大臣は殆んど最終のまとめの問題で触れるくらいで、どこまでも仕事の内容に基くものであります。私この仕事をやりました間に、くづく感じましたのは、要するに類似の仕事であるとか、仕事でないとかいうような問題につきまして、内容の实体に關して議論される人もあれば、或いは又形だけ見て言う人もあるし、極く荒つぽく郵政と電通と国鉄と専売と、何と何は皆現業だから一緒にやな

いかというふうな議論は、実際当つて見ますと、非常に違ふ場合があるわけでありまして。いろいろ複雑な内容を持つております。今明らかに類似と言われたものはどういふものか、どういふような問題かわかりませんが、特に大臣の気が弱いか、強いとかという問題は、これはもう実際問題として殆んど問題ございません。

○三浦康雄君 いずれ各省の、まだ途中でありますから、これで私の質問は一応終了します。

○楠見義男君 私は実は行政機関の委員の調べで、行政管理局の調査を七月から九月までの三ヶ月間の現在員と欠員の調べを頂いておつたのですが、そこで七月、八月は共に地方財政委員会は十四名の欠員があり、それから九月一日現在では十五名の欠員がある。そこで実は他の役所では如何に小さいところでも、大体十人か十五人というふうな少数の整理であつても、どこで何人切るかというふうなことはすべからぬか、先ほども説明を伺いますと、地方財政委員会だけはそういうふうなところまで予定しておられない。而も九月一日現在で十五名の欠員があるのに、先ほど三浦委員からの御質問によると、最近では四名の欠員しかない。大体行政整理の問題は、これは随分内閣としては早くから御計画になつたことであつて、九月以降わざ／＼十一人をおとりになつて、そして又その人のうちからか、或いは又それ以外の人からかわりませんが、十四名とすれば、現在の欠員四名とすると十名を整理しなければならぬ。如何にも行政整理というものを、内閣はそれこそ

一枚看板のごとくにして一生懸命やつておられるのかかわらず、地方財政委員会のやり方は如何にもばかにしたやうなものであるが、行政整理の趣旨を一体どういふふうにお考えになつておられるのか、特に又国会の審議自体をばかにしたやうな、誠に憤慨を禁じ難いものがあるのですが、どういふふうに行行政整理をお考えになつておられるのか、これは若し秋田君から御答弁が困難だとすれば、財政委員会の委員長からでも一つはつきりとした御答弁を、本日でもなくとも結構であります、わすらわしたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 差当り私で申上げられますことだけ何しておきたいと思ひます。九月一日に十五人欠員があつたのが、今四人になつておりますのは、確かに申し上げておきたい点がございますが、これは実は内部の事情で、この三十人の増員を速急にやりたいというところ、それからもう一つは我々の新規採用のものは、すべて事柄の性質上、地方自治体において経験者というものを対象に選んでおります。従ひまして、これにつきまして多くの府県から候補者の推薦を受けまして、それに厳重な試験をいたしまして、そしてこの三十人増加分をきめて、すでに年度初めに予算の關係上、こちらに発令の日を大体内定いたしましたので、すでにこの春知らしてあつたわけでございます。従ひまして、そのものがもうすでに準備をしておりますので、これらにつきましては、一応行政整理の問題が出ましたけれども、それは整理すべきものはあと又適當に選別して整理するとして、すでに予定してありますものにつきましては榮

令いたしましたので、九月一日以後十人の増加になるやうな次第でございます。

○成瀬權治君 私は先ほどやめたわけですが、竹下さんの御質問で、やつてみた人員数が多かったから減らした、これは少くとも開店して二日か三日経つて、やつてみたというならいいけれども、少くとも秋田さんもこのういふことに携つておられるのは、地方財政委員会ができたのは一年前かも知れませんが、例へば自治庁關係やどこかに關係してお見えになつたと思ひます。ですから、それでおつてやつてみたら要らないんだというところは、私は少し不見識な答へだと思ひます。それは少し、何というか、こいうことを提案されておられるのは、私は本當を言へば撤回されて然るべきだと思ひます。併しまあさういふことはさておきまして、まあやつてみたというところは理由にはならないと思ひます。やつぱり私は解

積したいのは、行政整理に派を呑んで、できないところを協力されたという点なら私はわかる。その一点で実はこの十四名やられるというなら私は了解したいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 大体おつしやいますように考へておられるわけでございます。増員の當時は増員の理由があつたわけでありまして、又今度政府の方針として、できるだけ切詰めて行政整理をするという方針があります。以上、又もう一度考へ直しまして、むづかしいところをできるだけのことをいたしまして、まあこの程度の人員は縮減して能率を上げてやつて行きたいという考へでございます。

○成瀬權治君 それは異議がある。そうじやなくて、私が考へるのは、少くとも國費で人を養うのですから、冗費といふものは一銭も使わないうにあなた方は絶えず注意して思ひます。ですからそんな氣まぐれに増員を要求されたり、云々されることはないと思ひます。國費でどうにもできない。但し政府の大きな方針であるというのを諒として、そして而も政府のほうでは人事の問題を要する、會計のシステムも変えて来るという点を出されておるか、その点を私は諒とし、それに対してやられるのだから、私はこいう余分な員数ができた、併しそのことは、努められる方に対しては、業務に携わられるかたは非常に苦しいことになるけれども、さういふ立場で私は協力をしておいでになるというのならわかりますけれども、さうじやなくて、いい加減に増員したというところは私はどうしても納得が行かん。

○政府委員(秋田保君) いい加減な増員をしたと申したのはございませんで、全くその當時はこれだけの人員を置きて、十分なことをやつて行きたいという考へであつたわけでございます。その後今おつしやいましたように、政府の行政整理の方針もきまり、而も中に會計とか、人事とかの事務或いはその他の事務についての簡素化といふことも考へられておりますので、さういふ方針に則りまして、この際この程度の削減をしてやつて行こうという考へであります。

○委員長(河井彌八君) 如何ですか。次に移りたいと思ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 外國為替管理委員会につきまして、稲垣事務局長。

○政府委員(稲垣一吉君) 外國為替管理委員会は、現在委員は五名、事務局員八十二名でありまして、七課、一部、關西事務所、これだけから成つておるわけでありまして。今回の定員法の改正で、事務局員八名減、七十四名となるわけでありまして。現在の欠員は四名でございます。この四名の分の仕事であります。事務の能率化によりまして、定められた任務を遂行することができると思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御答弁がなければ首都建設委員会に移ります。

○政府委員(町田保君) 首都建設委員会は九人の委員と二十五名の事務局員で、首都建設計画の作成及び推進に關する事務をやつておられるわけでありまして。委員のほうは非常勤でございます。事務局長のほうは四名整理することになつております。欠員は一名でございます。

○委員長(河井彌八君) 御質問がなければ、電波監理委員会に移ります。

○政府委員(富安謙次君) 電波監理委員会關係の定員削減について御説明を申し上げます。

電波監理委員会の定員は三千四百五十八名でありまして、それに対しまして整理をいたしたといたす人員は四百八十八名でございます。これをやや細かく、内容に亘りまして御説明を申し上げます。委員の定員七人に対しては二名の整理、それから現業的の仕事をやつておられる千四百九人に對しまして七十人の整理、それから機器の検査、従事員の試験檢定等に関

します事務に従事しております七
百七十二名に對しまして七十七名の
減、その他二百七十名に對しまして
三百三十九名の減、これを併せまして
定員三千四百五十八名に對して四百八
十八名の減と、こういうことに相成つ
ておるのでございます。

これについて若干申し上げたいと存じ
ますのは、電波監理委員會のやつて
おります仕事につきましては、こう
いう整理に關係いたしまして、先ず第
一に考えなければならぬことは、電
波監理委員會の仕事が國際電氣通信條
約及びその他の國際條約によりまして
義務付けられた仕事とその重要な部
分を占めておるといふこととございま
す。この仕事を完全に行い得ないとい
うことは、國際的に條約に關係した重
要なる問題になるわけでありまして、
この点は定員の縮減等に關係いたし
まして、特に電波監理委員會において
考慮されなければならぬ点であらう
かと考えておる次第であります。それ
から又もう一つは、只今申し上げた
ように、電波監理委員會の仕事が約四
分の三と申し上げようといふと存じま
す。それくらい部分はいわゆる現
業的な仕事であるといふことでありま
す。現業的な仕事と、非現業、いわゆる
現業でない仕事とが定員の縮減に關係
いたしまして、重要な關係を持つとい
うことは誰しも認めることであるとい
うのであります。電波監理委員會の
仕事がいかなる性質を持つておるとい
うことは、私どもの考えております
ところによりまして、必ずしも
世間一般から正しくそのように認識
されておるとは言えない点もありはし
ないかと存じておるのであります。

さうであればこそ、政令諮問委員
会におきまして答申というものが出た
のを新聞等において私ども拝見いたし
たのであります。その答申案によ
りますと、電波監理委員會等の縮減
も相当きびしき率になつておるのであ
ります。若しも只今申しましたような
性格、性質をよく理解して頂けま
すならば、さうなきびしき縮減とい
うものは出ないはずではないかと私など
は考えておるのであります。

なお附加して申し上げますならば、電
波監理委員會の仕事は、過去三年に遡り
ますと、昭和二十三年の電氣
通信省内における内局の時代、その翌
年二十四年におきます外局の電波行
時代、更に昨年二十五年度におきます
電波監理委員會と機構の変わりました
さういふような段階を経て参つてお
るのであります。仕事の内容がその
間にどのように進んでおるか、又それ
に對しまして定員がどのような割合に
増減しておるかといふようなことにつ
きまして、事実ありのままを認識して
頂いておることができなかつたのでは
ないかといふような懸念もいたしてお
るのであります。他の面からそれを申
しますと、仕事はこれは数字を以て
お答えすることができるのであります
が、その二十三年、四年、五年、六年
とだんだんと著しく膨脹いたしてお
ります。これに反しまして、定員のほう
は二十三年に比較いたしまして、只今
申しました定員は減じておるのであり
ます。さうな状況をよく御理解を頂
きますならば、このたびの四百八十八
名と一応相成つております数字も随
分きびしきものであるといふことをど
なたにも御理解頂けるのではないかと

私どもは存じておるのであります。そ
れで最初に主管の行政管理局より内示
を受けました縮減の数も、第一次にお
きましては八百八十八名といふような
数でありました。それに対して、
私どもは只今申しましたような事情を
述べまして、事実ありのままの認
識を正しくして頂き、私どもの意見と
いたしまして、せい／＼この程度が精
一ぱいであるといふような意見を私も
持ちまして折衝を任されたのでありま
す。それで第二次の内示をいたしました
て七百二十一名といふのを頂いたので
あります。併しそれでも所詮私どもの
仕事を責任を持つて行なつて参りま
する上におきまして堪え得ないところ
でございまして、種々折衝を重ねま
して、第三次内示は五百二十八名、そ
れが更に四百八十八名といふことに、
折衝の結果やつとこまでは力の限り
を尽しまして持つて参つたといふのが
実情であります。勿論四百八十八名の
定員の減が私どもの仕事をやつて参り
ます上に決して楽とは思つておりま
せん。ただ政府の一部局といたしまし
て、政府が先ほど定めました一般の方
針、國策として立てましたその方針に
従わなければならない、協力いたさな
ければならぬといふことも一面に考えま
して、一応四百八十八名といふところ
に今までのところはなつておるのであ
ります。たゞ／＼この席上におきまし
ても、先刻来拝聴をいたしておきま
すところによりまして、一般事務、
殊に會計の方面、人事の方面等にお
きましては、事務を簡素化することに
なつて、これに伴う定員の縮減とい
うことが考えられるといふことを他の
官庁においてもお考えになつておられ

るようでありまして、私どものほうも
先ず第一にその点は苦慮をいたしてお
ります。會計、人事の方面におきま
す諸般の手續を簡素化することによ
りまして、人間の節減を図りたい。
これを第一によりどころといたしてい
るのであります。それを以てしまし
て、この四百八十八名といふものが覆
い得るものとも考えておりません。な
おその上に或いは配置の転換をいたし
ますとか、或いは個人の能率を一層挙
げるようないろ／＼な方法を講ずると
か、いろ／＼で得る限りの方法を講
じまして、事務の上で支障のないよう
に何とかしてこの中においてやつて行
かなければならぬ。やつて行きた
い。仕事を悪くしないで行きたいとい
ふことを私どもは考えながらいるので
あります。何を申しましたも、三千
四百五十一名に對します四百八十八
名といふ縮減に相當にきつたのであり
まして、私どもはその点に關しまし
て、いろ／＼心を悩ましておるとい
うのが只今の状況でございます。

○補見義男君 ちよつと数字的に何
い、御説明で、二十三年と現在と
比較すると、職員数は減つておると
いふお話でありましたが、二十三年、
二十四年、二十五年の職員数の変遷
を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(富安謙次君) 昭和二十三
年度、これは逓信省電波局時代であ
ります。その頃の人員は四千九百名であ
ります。次に電氣通信省の外局として
の電波庁時代、この二十四年度は三千
八百二十名であります。それから二十
五年の六月に電波監理委員會として出
をいたしましたのであります。二十五

年度におきます初めには、三千九百
七十七名でありました。それは二十四
年度に比較いたしまして七百七十五名
の増加となつておりますが、二十六年
現在であります二十六年度は三千四百
五十八名でありまして、二十五年に
比較いたしますと、五百十九名の減
となつております。五百十九名の減
につきましては、少し御説明をいたさ
なければならぬと存するのであります
が、この急激に五百名といふような
減がありましては、当時これにほぼ
該當するような欠員があつたのでござ
います。なぜそんな欠員を持つていた
かと申しますと、御案内のように電波
監理委員會の仕事は技術の方面と、事
務の方面と約半分くらいになつてお
ります。技術の方面の従業員につきま
しては、きびしい國家試験を経まし
て、資格のあるものでなければ採用が
できないのであります。たゞ／＼その
ときに資格に合格しておるようなもの
が得られなくて欠員のままであつたの
であります。そこを押えられと申し
ます。その状況を見られまして、こ
んなに欠員があるのだからといふの
で、すつぱりとそれを削減を受けたと
いふのが実情なのであります。これは
私どもの仕事の上においては非常な
苦痛であつたのであります。とにか
く事実それだけの欠員に對して削減を
されたのであります。そして、現在
におきましては三千四百五十八名と、
かようなことに相成つておる実情であ
ります。

○補見義男君 これは質問じやなくて
資料を覚えて頂きたいのですが、現在
の電波監理委員會の關係の中央と地方を
合せまして、事務系統の職員でせう。

○補見義男君 ちよつと数字的に何
い、御説明で、二十三年と現在と
比較すると、職員数は減つておると
いふお話でありましたが、二十三年、
二十四年、二十五年の職員数の変遷
を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(富安謙次君) 昭和二十三
年度、これは逓信省電波局時代であ
ります。その頃の人員は四千九百名であ
ります。次に電氣通信省の外局として
の電波庁時代、この二十四年度は三千
八百二十名であります。それから二十
五年の六月に電波監理委員會として出
をいたしましたのであります。二十五

事務系統の職員で庶務、会計、人事と、それから一般それ以外の行政事務、例えば法務とか、そういうような行政事務をやつておられる人との区分、それから技術系統で現場的の技術に従事しておられる人、それから行政的の仕事を従事しておられる人、それから三番目の分類としてはいわゆる各省並に五%整理の対象になつておる給仕、小使、守衛、運転手とか、こういう用人級の人ですね、こういうような分類にして、若し本日ございますれば、その数をお伺いし、若しなければ早速に一つお作り頂いて明日にでもお届けを頂きたいと思ひます。

○政府委員(富安謙次君) 只今御要求になりました数字のものは区分の方法が、私ここに持つております資料は必らずしも御要求に副うておりませんので、御要求のように整えましたものを極く近くお手許にお配りをいたしまして、御覧を願ひたいと存じます。ここにありますのは、本庁と、地方と、附屬機関とに分けて、それに対して官房、それから一般検査及び検定、電波監視、これが純粹な現業の仕事でございますが、そういう内訳ならば三千四百五十八人の内訳を持つておりますが、御要求によりましたものを差上げたほうがよろしくはないかと存じます。

○楠見義男君 先ほど御要求申上げた分類の仕方と、今仰せになつた分類の書類と一緒に二つ出して頂けばなお結構だと思ひますから、どうぞ……

○政府委員(富安謙次君) 承知いたしました。

○竹下豊次君 只今の御説明を承わつておりますと、今日までの経過をいろいろ承わりました、如何にも苦しい、とてもこれではやりきれないのだけれどもというふうなお含みがつたように聞えたのであります。併し政府の方針に従つてというわけで、こういう数字が出たということであり、この新定員でやれない、とても駄目だというふうにあなたがたがお考えになつておるときにですね、無理に減らしてもどうかという気がいたしますが、それとも非常に無理だけれども、とにかく決心してやれるのだ、やる、やるつもりはある、どうかやれるのだというふうにお考えですか、どうですか。簡単に答えて頂いてよろしいです。

○政府委員(富安謙次君) 非常に辛い、辛いけれども政府の方針であり、それを体して極力最善を尽して参りたいという覚悟であるというのが、私どもの心組でございます。

○竹下豊次君 そうすると、やれるという確信を持つておられるというところまでは言えませんか。

○政府委員(富安謙次君) 誠に微妙な言葉使用になるのでありますけれども、(笑)只今御発言のようだと申すのが適當ではないかと私は存じております。

○成瀬權治君 私もお聞きしておりますが、富安監理委員長のお苦しい立場はよくわかりましたのですが、非常に細かい点で誠に恐縮なんですけれども、私は二十四時間勤務を大体やつておられる現場のかたがお見えになると思ふのです。あなたの方ではそういうかたを何交替制をとつておいでになるかという点が一つと、そういう場合に深夜勤務というふうなものがあるのかどうか、支払われておるかという点が第二点。それから第三点といたしまして、大体業務命令を出されて超勤をやつておいてになる場合があるわけですね。それからもう一つは、職員が超勤勤務をやらなさいと業務が完全に遂行されないために、職員のその自発的な超勤の形ですね、自発的に実務残業をやつておられるのが非常に多いのか、それに対してあなたの方では十分なる超過勤務の業務命令を発せられておるかどうかが第三点。もう一点は、第四点といたしまして、電波監理委員会というものは、例えば他の厚生省であるとか、建設省のように賃金用員ですが、いわゆる事業費を食つて行けるような、そういう余裕というものがあなただけにはあるかないか、この四点をお伺ひいたします。

○政府委員(富安謙次君) 極くこまかい点でありまして、私が申しまして間違ひがあつても悪いと存じますので、政府委員である監理局長の長官からお答えをさせて頂きたい。

○成瀬權治君 それで差支えございません。

○政府委員(長谷慎一君) 只今の御質問に対してお答え申し上げます。二十四時間勤務をいたしております職員が相当ございますが、これは一般の官庁労働者の例と同じように四番勤務でございます。いづれも結局三番勤務で四番目の者は宿明けの給与を持つ、いわゆる四番制をとつております。従いまして特に深夜勤務になつた場合に特別の給与というものはありませんが、それは宿明けの形になりますから、そういう制度をやつております。それから次の御質問の一般の超勤でございます。

○成瀬權治君 超勤に対しては、御案内のようにはこれは予算によつて或る限度がございまして、その予算の限度内で実情に合うように努めております。なお業務命令によつて超勤を行うというものは或るべく私どもとしては避けるようにいたしております。万止むを得ない場合にだけ業務命令による超勤をやつてもらつておりますが、それは極めて少く承知をいたしております。大体以上を以て……

○成瀬權治君 四点の賃金用員があるのですか。

○政府委員(長谷慎一君) 賃金用員の点はこれを大体大蔵省或いはその他の関係の政府機関とも御連絡申上げまして、或る程度のいわゆる非常勤労働者という制度のもので多少やつておりますが、これは例えば臨時の勤務、労務者とか、或いは小使さんのような人の或る程度の人には非常勤労働者でやつておりますが、これもそう多いものではないと思ひます。

○成瀬權治君 ちよつと続いておりますが、最後にお願いいたします。賃金用員の点ですが、私はいわゆるそのあなたのほうとしては事業を、まあ私はよく電波監理委員会というものが、例えば事業をやつて、或いは民間団体にも関係があると思ひますが、こういう形になりましたから、そういうようなところから或る程度の費用を頂いて、そうしてあなたのほうの費用で半分ぐらい、それから民間団体のほうから、半分費用を出して、そういう一人の人を雇うて、あなたのほうの事務所について働いてもらうというふうなおかたはあるのですか、ないのですか。

○政府委員(長谷慎一君) 御質問に該当するような例はございません。電波監理委員会の仕事といたしましては、一般私人が無線施設をやつた場合の許可とか、検査の仕事、それから官庁の場合も同様でございますが、そのほか特にややつておりますのは、現在日本放送協会の監督はいたしておりますが、その場合は検査、監督或いは免設に關しまして、法律に定められたところによりまして手数料を徴収はしております。併しこれは収入印紙によつての収入でございますから、一般会計の収入になりまして、今のお話にありましたような例はないわけでございます。

○成瀬權治君 その点は了解できました。次に先ほどお尋ねをした四交替になるわけですが、その場合の宿直すとかというふうなものに対して、宿直料という形で払われておられるのか、どういう形で払われておられるのか、それからそれがどのくらいの金額が支払われておられるのか、一人当たり……、一月分で結構です。

○政府委員(長谷慎一君) 只今のところ残念ながら正確な数字を私承知いたしておりますので、できるだけ早くその点を調べまして、お手許に差上げたと思ひます。

○成瀬權治君 私は超過勤務のことでお尋ねしたんですが、業務命令は成るといふことはお聞きいたしました。そうすると、超勤を支払われる場合に業務命令でなければ大体私は超勤は原則的に支払われないと思ふのですが、ところが併しまあそういうことをやつておつては実際問題としては超勤をやる

人が非常に多いのだから、それでも超勤の手算がある、その手算を頭割りにこう割つてしまつておいてというふうな形で以てあなたのほうは取扱つてお見えになるのが私は実情じやないかと思う。いわゆる残業はどん／＼やらなくちやならん。但しそれをみんな命令でやれば超勤の手算をうんとオーダアしてしまふから、そういう事情でやつてお見えになるようなふうに御答弁を聞いたわけですけれども、もう一度明確にお答え願ひたい。

○政府委員(長谷川一君) 只今のお話の点でございますが、これは超勤にもいゝ／＼ございまして、官の仕事として止むを得ず職員に超勤をしてもらう場合、或いはその他多少机上の整理その他で退庁時間を遅れて帰るといふ場合もございまして、実際超勤手当を給与するという場合にはいゝ／＼問題があると思ひますが、又その職員の中でも超勤勤務を頻繁にやらなければならぬ職種にあるものと、又そうでないものというふうなこともありまして、実際的には、先ほど申し上げましたように、予算と実際の職員の勤務の状況を勘案いたしまして、実情に合ったような給与をやつてゐる状態でありまふ。

○成瀬清治君 富安委員長にお尋ねいたしますが、あなたのほうの仕事はむしろ見通しとして、例えば賠償行ふたに、ずつと尻細りで行くという一つの見通しのものがあるわけでありまふ。あなたのほうのことは今後国際性とか、或いは民間団体が殖えて来ますので発展性があるのじやないか、今後発展して行く一つの委員会じやないかと思つてゐるわけでありまふ。その点

どんなふうでございましょうか。

○政府委員(富安謙次君) 全くお言葉にありましたように、尻細りどころか、反対にどん／＼発展して行くべき性質のものであり、又これを発展させて行かなければならぬ性質のものであると、かように考えております。

○楠見義男君 ちよつと富安さんに一つだけ伺ひたいのですが、先ほどの行政整理の過程で、八百八十八名、七百二十一名、五百二十八名、四百八十八名という過程を経て原案になつておるのでありますが、恐らくそれ／＼の段階において、あなたのほうとしては、これだけの人間は最小限度必要である。逆に言えばこれ以上は整理ができないとかという案を以て、この四回に亘り折衝せられたと思ふのでありますが、途中の過程は省略いたしまして、最後の四回目に折衝をせられた一つのあなたのほうの整理人員と言いまふか、これを御参考までに伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(富安謙次君) 大体四百八十八人に落着きましたその職種の内訳というふうな御尋ねでございます。

○楠見義男君 そうじやなくて、八百八十八名ではとてもいかに／＼というので折衝をせられた結果、七百二十一名という数字が出たわけですね、第二次の整理の過程で七百二十一名の整理ではやり切れんからというので、あなたのほうで折衝せられて五百二十八名にしたわけですね、それで又折衝して四百八十八名になつたわけですね、そこで一次から二次、二次から三次という過程を省略いたしまして、行政整理のほうから五百二十八名でどうだという

案を示されたときに、これではとてもやつて行けんというので、そのときに對抗資料としてお出しになつた整理人員の数は何名であつたかということをお尋ねしたのであります。

○政府委員(富安謙次君) 私先刻第一次、第二次とあまりに政府内部の細かい折衝したことについて申し上げ過ぎたかと突は思ふのでありますが、ありのままを申し上げたのであります。それで私もいたしましては、大体この程度ならばまあどうにかという線は、一応は三百十名ぐらゐで押えたのであります。併しそれがいゝ／＼折衝をいたしましたして、なか／＼一般の整理方針もありまして、他との権衡も内閣としてはお持ちでありまふ。かれこれいたしまして、遂に四百八十八名という通告を受けたのであります。

○竹下豊次君 ちよつと議事のことについて……如何でしょうか、総理府関係の分を今日中に突は終えてもらいたいというふうな気持を初めは持つておりましたけれども、質問が相当に細かく入りまして、なか／＼この調子では十時までかかつてもどうかという気が持しますが、今日はこのくらい程度にとどめて頂きまして、明日又頭のよくなつたところで、一ついゝ／＼質問をして頂き、答弁を頂くということのほうで能率がいいのじやないかと思ふのであります。

○溝淵春次君 関連しまして……竹下さんの御意見御尤もだと思ひますが、でき得れば総理府関係が残つたもので、特に質問を要するものものだけやつて頂いて、できれば総理府関係は……強いて竹下さんの御意見に反対

するものではございませんが、皆さんの御賛同が得られたならば……

○竹下豊次君 私もあえて強く主張するわけじやありません。

○郵船一君 私大体溝淵君の言われるように、恐らくこれは皆さんどうかわかりませんけれども、公益事業委員会あたりは聞きたいというかたもあるのじやないかと思ひますのですが、まああつとこういふ工合に説明を聞いて行く結構なんではあります、折角総理府の政府委員もずつと見えてゐるんですから、質問のある委員会だけずつと……今までのやり方が非常に理想的なんです、あとは時間の都合もあり、質問のある委員会だけ質問を聞いて行くというわけに行きませんでしようか。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……それは今のお話合ひによつて進めることにいたします。

次に公益事業委員会を議題といたします。これに対して何か御質疑がありますか。

○楠見義男君 公益事業委員会については正確な決定ではないのであります。ところが、新聞等に現れたところによると、総理大臣が公益事業委員会は明年は廃止してもいいようなことを言つておられた記事が出ておつたことあるものであります。そこでそういうふうな観点から、一体公益事業委員会はどういうことをやつておられるのか、その業務内容だけでも極く簡単にいいのであります。伺ひたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 松田事務局長がおられますから、総長から……

○國務大臣(橋本龍伍君) 只今の御質問には松田政府委員からお答えをいたしますが、公益事業委員会を廃止するというようなことを総理大臣が言明したとか、何とか言ふ事実はございませぬ。この点だけは含みを願ひます。

○政府委員(松田太郎君) 公益事業委員会は御承知のように昨年の十二月十五日にいわゆる電気事業再編成の問題と同時に公布施行されました公益事業令に基きまして、総理府の外局として設けられた機関であります。その実体としては、いわゆる電気事業とガス事業の監督並びにその助長、それから又特に新しく課された問題といたしましては、電気事業者とそれから電気の需用者と、或いはガス事業者とガス需用者との間の利害関係の調整を図り、或いは電気事業者間或いはガス事業者間の利害関係の調整を図るといふような点を所掌するためにできたものであります。従つて、実体的に申しますならば、従来の通産省でいたしておりました電力行政或いはガス行政というものの実体を全部引継ぎましてやつておるわけでありまふ。ただ先ほど申しましたように、特に委員会として設けられました目的というものが、今申しましたように事業者、需用者というふうな間の利害関係の調整を図りまして、一方においては電気事業並びにガス事業の健全な発達を図ると共に、他方におきまして電気がガス等の消費者の利益を図りまして、その間の調整を図つて、電気事業、ガス事業の健全なる運営を営んで行くことを主とした狙ひを以て委員会を運営して行かなければなら

らん、こういうことが特に公益事業令の上にも謳つてあるであります。それでそういう意味で仕事の主体としましては、電源開発の促進の問題或いはそれに関連いたしまして電源開発の調査の問題、それから又電力の需給調整の問題、特に最近のような電力の供給力がいろいろな意味で非常に需用に対しては、特にこの電力の使用制限でありますとか、そういう問題を含めまして電力需給調整ということがこの委員会の大きな役割になつております。それからそのほかいわゆる電気料金、ガス料金というものの決定等もこの委員会に権限が与えられております。特にこの電気料金、ガス料金等の問題につきましては、今申しましたような事業者の肩の重みを持つてもいかにし、又消費者の利益を考へて行かなければいけませんのでありまして、両方の利害関係というものを十分考へ、そして従来のような官庁で一方的に決定するのではなくて、いわゆる聴聞会等も開きまして、十分輿論を承つた上で決定をして行く、いわゆる行政的な色彩のほかに、そういう法的な手続を踏みまして決定をして行かなければならん、そういう事項もあるものであります。そのほか各電力会社、ガス会社等の経理状況につきましても絶えず監督と申しますか、そういうような経理面における調査監督というやうなものにつきましてもしなければならぬというやうな事項が、大体この公益事業委員会といたしましてはなければならぬ、又事業令の上において委員会の所掌事務として謳つております仕事の實質でございます。

○楠見義男君 日発当時の中央指令です、あれに關係しておつた人々はこの委員会に属しているのですか。

○政府委員(松田太郎君) 日発当時のいわゆる中央配電指令に属してあります。その代りに特に最近のやうな電力事情が非常に緊迫して参りましたので、そういうやうな同様な趣旨の下に運営をいたしまして、電力の融通指配について遺憾なきを図りたいという意味で、只今各九つの電力会社から、そのほかの専門のかたから成りますところの中央給電連絡会議というものを作りまして、そこには従来日発の中央配電指令所とときに勤めておられたやうな方が勤めておられまして、運営上同じやうな目的を達して参りたい、かように考へております。

○楠見義男君 公益事業委員会に現にやつていられる先ほどの電気事業及びガス事業の監督、助長その他この両事業に關する行政事務なんです、行政事務に従事しておつた前の、例えば商工省の何々局の人間、何々局の人間と、こゝういふやうな公益事業委員会ができる前の行政機関の当時の職員と、それから公益事業委員会になつてからの八百八十五名との比較を突は知りたいのです。

○政府委員(松田太郎君) ここに詳細な資料を持合せてございませぬので、大体の数を申し上げますが、公益事業委員会は通産省の電力局の一部と、それからガス課の全部、これを承継いたしているものであります。電力局の一部と申しますのは、いわゆる各自家発電等の關係からいたしまして、そういうところの監督は公益事業令の上におきまして、明瞭にそれだけは通産省の資源庁において営むことになつておりますので、そういう保安面の監督以外の仕事は全部参つております。その点定員といたしましては、お手許に御配付しておりましたやうな意味で、ガス關係の仕事も含めまして八百八十五名を定員としておつております。なお特に電気施設の關係で通産省に残つておりますのが、大体中央において六十名前後、それから地方におきまして約八十名前後、百三、四十名のところが通産省に残つておるかと思つております。

○楠見義男君 これは質問じゃなくて資料なんです、私は私見を交えて大変恐縮なんです、お話のように、従来通産省でやつておつた仕事が公益事業委員会に移つて、勿論これらの電源開発の問題もありましようけれども、例えば電力局の一部なり、ガス課の全部の職員を合しても八百八十五名にはならんと思う。むしろこれは整理の余地があるんじゃないかというやうな気がするので、これは私見は別にして、現に公益事業委員会がやつておられる内容と同じやうな内容をやつておつた旧行政官庁における職員の数を、明日でも結構ですが、一つ資料として出して頂きたい。

○政府委員(松田太郎君) 勿論資料として提出いたしますが、従来の電力局或いはガス課のこの仕事を担当しておりましたもの以上をとつておりません、むしろ定員ではこうなつておりますが、日発當時からできるだけ委員会としまして少数精鋭主義と言いますか、そういう建前で行こうというので、現にこのうちでも、お手許にござ

いますか知りませんが、五十六名程度の欠員がございします。できるだけ必要最小限度でやつて参るといふのが委員会の考へでございます。

○委員(河井彌八君) それではよろしくございしますか……。それでは次に土地調整委員会について……。よろしくございしますか。

○委員(河井彌八君) では質疑なしと認めます。次は宮内庁について……。

○楠見義男君 私は二点伺いたいのです、一つはこの説明にある皇太后宮職の予算定員五十三名のうち特別職八名及び残置する大宮御所管理職員八を除いた数三十七名というのが出ておりますが、伺いたい一点は、大宮御所の管理のために八名の人間が要るとして、皇太后宮職が廢職になつたにもかかわらず、特別職の八名がなぜ存置せられなければならないか、その理由と、その特別職というのはどういう職であるか、これを伺いたい、これが一点です。ついでに申し上げますが、第二点といたしましては、各行政機関で以て、各省庁とも非常に苦しみ中を整理しておるのであります、宮内庁にもやはり各省並みの庶務、会計、人事等の仕事もあると思うのであります、或いは又用人も小使その他の用人のいわゆる現職員の用人もあると思うのであります、なぜ宮内庁だけが他の行政官庁が難きを忍んで整理しておるのに、この庁だけができないのか、その事情と以上二つの問題についてお伺いしたい。

○政府委員(宇佐美健君) お答えいたします。第一点は、現在の皇太后宮職の特別職でございますが、皇太后宮大

夫と及び女官でございます。女官が七名であります。特別職關係としましては計八名ということになるわけでございします。この崩御になりました、あと特別職の整理について、どうしてまだやらないかということでございますが、崩御後御葬儀の關係並びにその後の廢職になります整理の必要上から残つておるのでございします、併し特別職以外におきましても、すでに職務のない待医でありますとか、その他につきましては、すでに措置をいたして参つておりました、できるだけ仕事の手のあいたものにつきましては、転換その他の方法をとるやうに努力をいたして参つております。大体整理も来年勿々くらいにはけり付くと思つて、まだ一年程までは權限がございします。その守りの關係もございします、大体一年、来年の一月ぐらいまでは整理が済むものと思つて、通常国会勿々に設置法の廃止等の法律案を提出いたしたい、かように考へておる次第でございます。

第二点の問題でございますが、今回のそこにいたしました案は、皇太后宮職の廢職に伴う減員だけでございします、もと／＼宮内庁は宮内省の最後の當時におきましては、官房のほかに二十四部局、六千二百一十一人が部局の定員でございします。で、このうち林野局でございします、その他他の官庁に移すべきものを移しまして、本来宮内省時代と只今と比較すべき基本になる数字は二千九百十八名でございまして、これを昭和二十二年の新憲法の施行までにこの整備をいたしたのであります。そのときに新憲法の施行と同時に整理

ような考え方でやつてゐる。そのこと
 につきましては、特別調達庁としても
 当然御協力申上げなければならんと考
 へてゐるわけでありませう。従ひまして
 若しその間におきまして、やがて行政
 協定その他において日本政府がアメリ
 カに実質的に協力すべき中味がはつき
 りいたしますれば、そこにおきまして
 特別調達庁の二十七年年度以降における
 仕事の分量も確定いたすわけでありま
 す。私といたしましては、この仕事は
 三割減でできるか、或いは一割減なら
 ば我慢できるかというような点につ
 きまして、今直ちに明確なお答えを申上
 げることは困難だと思います。

○上條愛一君 大体現状の仕事の分量
 においては三〇％の減員は無理である
 というお考えのようですが、それで講
 和の条約が一体いつ発効するかという
 のは、これは全くわからん状態です
 し、まあ早くても来年の四月か、五月頃
 になるのではないかと思うのですが、
 すでに三月までに一五％を減らし、次
 に六月頃までに残つた一五％を減らす
 ということですが、そういうことをし
 て、果してこの調達庁の仕事を完遂で
 できるというお見込でございますか。

○政府委員(根道広吉君) 誠に御尤
 もな御心配であります。私自身もその点
 については懸念がないわけではないの
 であります。併しながら実際問題とい
 へば、近き将来に特調の仕事の
 分量を相当はつきりと判定するに足る
 ような日米相互間の話合ひというもの
 が非常にむずかしくなる。特調と
 してはどうしてもやつて行けなくなる
 という以前に恐らく分量が確定する
 という希望を持つておるのであります。
 その際改めて政府におきましては、更

に折衝、検討いたしましたして、特別調達庁として、或いは調達庁のやるような仕事を将来やることにつきましての人員というものを、改めてその場合私としては勘案したいと考えております。

○上條愛一君 今のお話を承りますと、講和発効後におきまして、調達庁の仕事がどうなるかということ、主として行政協定がきまらないと見通しが付かないと思う。それでおつしやるような講和条約が発効した後に、その後の仕事の分量によつて考える、こういうお話ですが、それまでは大体現状の仕事で行かなければならぬのじやないかと思われぬのです。そういう講和条約が発効するまでは大体において現状の仕事で行く。そして発効後において果して仕事の分量が確実に今より減るかどうかということも見通せない情勢において、現在三〇％の減員をして行くということは、これは非常に調達庁の仕事の完遂の上において支障を来たしはしないかと思ひます。

○政府委員(根道広吉君) 私の申し上げておりますのは、今後特別調達庁の仕事の分量と申しますのは、占領が終りましたの駐屯部隊ということになったときに引受けできる分量というものがまだ未確定でありますので、それが或る程度の見通しができる事態になりまして再検討をいたしたい、こういうことを申し上げておるわけであります。

○上條愛一君 私のお尋ねしたい重要な点は、講和が発効したら仕事は少くなるという少くともお見通しでなければ、それまでは現状の仕事で行くということであらうと思ひます。それま

で何が減るというお見通しがあれば別問題ですが、そうすればこの三〇％の高率の減員をして行くということは、これは誰が考えても困難だということはおもひまわつておるのじやないかというふうに私は思われるのですが、この点は如何ですか。

○政府委員(根道広吉君) 先刻お答え申し上げました通りに、現状のままの仕事の分量、本年度に入りましてから本日のまでの仕事の分量そのものがずつと減つて参りますと、三割減は私は困難であらうと思ひましたのであります。但し今年の後半に至りまして、多少仕事の数字的に減少している部面もございますので、その点について多少減がある、こういうことは申し上げられます。併しながら今後の仕事の分量はやはりこの数ヶ月経たなければ、果して私といたしまして、これだけの仕事の分量があるのにこの人員ではやつて行けないというところは、なか／＼申し上げにくい状況にあるわけでございます。

○上條愛一君 私はまあこれ以上はその問題について申し上げませんが、なおもう一つお尋ねしたい点は、現在でも接取不動産に関する業務は、それが解除に伴う補償等についての仕事の片付けが大部分だまつておるだらうと思ひます。又人員の不足でまだ片付かずになまつておるという話であります。そうすればこれが講和条約が発効いたしますれば、殊にこの問題は片付けて行かなければならぬと思ひますが、そういう今まだなまつておる仕事も減員して片付けて行けるといふお見込みがあるかどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(根道広吉君) 現在までになまつております仕事を整理する点につきましては、多少の困難はございまいしょうが、或る程度やつてのけられと、こういうふうには考えております。但し占領軍の方面において多くの不動産を解除するというようなことが起りますと、これを相当の短期間において整理するというにいたしますと、特調は恐らく減員せざる現在の人員を以てしても到底不可能じやないか、むしろ増員を要する、こういう意見は私としては持つております。

○上條愛一君 そういたしますれば、大体講和発効後におけることは別として、講和発効までのことを考えて見ても、現在の人員を以てしてもなお二十四年あたりからの仕事が多まつておるといふのにかかわらず、又三〇％の減員をするということでは、私は到底講和発効までの仕事も非常に差支えがあると思ひます。併しこれはそのくらいにしておきまして、講和が発効された後においてのこととこれは考え見なければならぬと思ひます。その中で、一々その点については時間がありませぬので、二、三の点についてお伺いしたいのですが、一つはどうか、これは行政協定でわかりませんが、建前から言へば、占領軍というものは一旦引上げるということがこれは建前だと思ひます。そうして改めて日米安全保障に基いて駐兵するという建前になると思ひますので、或いは行政協定の取極めの内容によりましては、今までの占領軍は一応引上げるといふことで、今までの不動産は一応は全部解除して、そして改めて必要な不動産を接受するというようなことにな

るかとも思ひますが、そうなれば、これは又大変な仕事の分量が殖えるのではないかと思ひますので、そうなつた場合における見通しは如何でしょう。

○政府委員(根道広吉君) 只今お尋ねの点、私もいたしましてはまだおねでございしますが、まあ仮定的なお尋ねで、それを改めて来るということでございますが、そういうことがありまして、これは仕事に目が廻るような状態であると考えております。

○上條愛一君 なおもう一点お尋ねしたいのは、今度は軍の駐屯とは別個に、新しい日米協定に基いてアメリカが駐屯するということになりますと、或いはこの見地に立てば駐屯基地などの移動というやうなことが相当行われるのではないかと思ひますが、そうならば又仕事の分量というものが殖えると思ひますが、如何でしょう。

条約が発効後においても、仕事の分量が減るといふやうなことは、むしろ殖えるという見通しが強いと考えるのであります。これらのことを通算いたしまして、如何なる点から見てもこの特調の三〇％の減員というやうなことは、これは我々はどうしても納得行かない点だと思ひますが、これは一つお考え直しを願ひたいと思ひます。これは私は決して無理を申上げるのではないのであります。特別調達庁というやうなとき仕事は、現状においてもやはりアメリカ式に、向うの指導によつて業務もやつておる。相当これは労働強化を行われておる。そうしてしては、現状においてすら相当な労働強化が行われておるやうな仕事をやられておるのにもかかわらず、ほかの公共企業の官庁においても一〇％内外の減員であるにもかかわらず、こういう特別調達庁というがごとき仕事において三〇％の減員をして行くというやうなことは、これは不可能だ。我々はいろいろな点から、今お話を承つてもなお一層痛切にそれが考えられる、これは私の意見になります。どうか一つこれは従業員の立場もお考え願ひまして、無理の行かないやうなふうにお考え直しを願ひなければ、このやうな無理の減員をしてやれないということになつては私いかにじやないかと思ひます。なお御質問したい点も多いのであります。以上は多少の希望も申し上げて私の質問を打ち切ります。

○補見議員君 ちよつと一点だけ……。今の上條さんとの質疑応答で実はよくわからないのですが、説明を見ます

と、今後殖えるということだけが強調されておつて、これは御存じだろうと思ひますが、そうしてあとになつて、そういう殖える業務量を勘案して、なお且つ内部管理事務の簡素化並びに事務能率の増進等を図ることによつて三割の節約をする、こうなつておるのです。これはほかの役所は最高級やつても、一割か或いは二割しかその事務能率は上げられん、ところが特別だけは、一方には殖える仕事があるけれども、それをカバーして、そういうことを予想しながら、なお且つ三割上げられるというのは、今まででは無駄が多いのです。

○政府委員(根道広吉君) これは特別として、私は現在無駄があるとは考へておりません。辛うじて職員に勉勵によつて仕事ができるものと考え、常時部下に話をしておるわけであり、見方によりまして、特別調達庁は占領が終れば全部なくなるのだというふうな、仕事は残務整理だけにどまるのだというふうな見方をする者もございいます。残務なら恐らく二、三割くらいでよからうというふうな考へ方の者もございいます。或いは半分ぐらゐ、いろ／＼な説もあつたやうであります。若しもこれがそのやうな低い数字でともかくにも一応やつて行つて見よと、若し言われたと仮定いたしますと、これは我々といひましては絶対不可能である、こういうふうな申上ぐべきであります。併しなが業務不確定であるという要素が多分にあるのであります。又真に必要な場合には、又殊に特調という役所は、相手があつてやる仕事であります。単純に国内だけの相手ではございせん。

その点におきまして、事態の推移に伴ひまして、これはもう一度少しはつきりした事態に考え直す余地があるのじやなからうか、それまでは少しの間無理をしてとにかくやつて見よう、こゝういふやうな覚悟なのであります。

○補見委員 今のお話で行くと、現在も手一ぱいであるということ、それからその次に、必要に応じては増員の手段も講じたが、とにかくやつて見よう、こゝういふことをお述べになつたのであります。そこで必要に応じて増員するといふ場合に、これはこの臨時国会が済めば、恐らく若しやるとしても、この次の通常国会で定員法の改正なり、或いは又予算の確定を待たなければ増員といふことはできないわけですね。従つてそれが仮にできて、来年の四月以降、こゝういふこととなるわけなんです。そこでこの三割の節約、整理をするといふ以上は、先ほどもお述べになつたやうに、現在別に無駄がない、現在もう手一ぱいだ、こゝろがほかの官庁は一割か二割がせいぜいなのに、特別調達庁は三割の整理ができるという以上は、現在の仕事の推移に鑑みて、少くともこれ／＼の仕事は減るのだ、事業分量が減るのだというところが明らかでない、これは合理的な説明じやないと思ふのですが、減るやうな具体的仕事があれば伺ひたいのです。

○政府委員(根道広吉君) 特別のやつておりました現在の仕事のうちで、多少減つたものは現実にはございませう。それはいろ／＼な需品の購買或いは建設関係の業務、例えば兵舎、飛行場とか、修理とか、いわゆる終戦処理費の現実の支出といふものは少くなつた関係上、多少その方面の減員は可能であるといふ面はないわけではございせん。又管理方面のことにつきましても、これは各省庁とも調子を合せて整理をするといふ面は勿論でございませう。併しなが業務そのものから言ひまして、御承知の通り非常に忙しかつたために病人等も相当ございまして、手不足を生じております。そのために定員の上から言へば、まあ病気の者が出ておりますれば、これは十分にやつて行けん、こゝう思つております。併しなからこゝうして休んでおるやうなものもある状況であります。それから又さういふやうな人だけが休んでおる状態のままでの定員にいたしますと、これはちよつと現在でもや無理な点があるわけでありませう。私といひましては、できるだけ国の方針に従ひまして、職員を奮勵してできるだけのこと、本日は今三割といふわけでもございせん。段階を踏んで整理をして行くといふことに相成つておりますので、その間におきまして、私どももいたしまして十分な基礎があつて、資料があつて、更に人員を再確定し得るというやうな事態に相成りますれば、そのときにもう一度検討して頂く、こゝういふふうな考へております。

○補見委員 これは蛇足のやうであります。併しなが尋ねたいことは、特別調達庁の仕事の主なるものは何と何ですか。

○政府委員(根道広吉君) 主なるものと申しますと、非常に……。

○補見委員 大別して……。

○政府委員(根道広吉君) いろ／＼な進駐軍関係の宿舎、兵舎等の新築、増築、改築及び維持修理、それから各種類非常に多岐に亘りますところの兵器、自動車等の修理、細かく申しますれば、洗濯やら、ペン焼きまで入つております。或いは清掃事業に類するものまでございませう。それから又各種数千種に亘りますところの需品の購入等がございませう。又そのほか約二十四万になりますところの進駐軍関係において働いておられます労働関係の業務がございませう。大別して申しますと……。

○補見委員 あなたの先ほどお話になつた今現在の段階において、長官として仕事は整理されたか、或いはこの期間に近接してされる確信のお持ちになれる仕事は、このうちでどういふ仕事ですか、先ほど長官のお話になつておるのを聞きましておきますと、進駐軍のうちで宿舎とかの新築、改築、維持、こゝういつたやうなものについて、更にその以外の今のお話なさつたものについての人員の配置関係なんかわかりますか。

○政府委員(根道広吉君) 特別のやつております仕事は、非常にあらゆる業務をやつておるわけではございませう。今の配置状況を即座にこゝで御答弁申し上げることもできませんが、先刻お尋ねのありましたどんな方面が減るかという点につきましては、進駐軍が来る当座においては、新設業務が非常に多うございまして、それがだん／＼今日に至りましては減つて参りました。こゝういふに申されます。又需品の関係におきましては、特需関係のほうにおいて相当仕事がありますので、特別調達庁といひまする分におきまして

は、サービスのほうの、役務の関係は従来よりこれは少々減つてはおりますが、これが相当あります。需品の細かきもの、それから非常に購入が困難なもの、従つて割合に手数を要するものといふやうなものが特別の業務として残されております。

○補見委員 あなたが、特別調達庁の全体の仕事のうちで、条約締結、批准、それに牽連して事務が縮小されるということは全体の仕事の何%、或いは何割に該当するぐらいの仕事が減るとか何とかいふ、そういう目盛りに対してあなたは今まで御調査になつたことがございませうか。

○政府委員(根道広吉君) これはこゝういふやうな席で申上げるのは非常にむづかしい数字でございませう。どこまでも私どもの現在における想像に過ぎません。併し金額としては、労働関係等においてはこれは減りません。米国の負担になつておりますので、金額は年間を通じて三百七十億くらいに相成りました。金額としては減つて参りますけれども、仕事としては一つも減つて参りません。そういう面もございませう。併しそれは除きまして、普通特別の仕事と申しますのは、その以外の維持、管理業務、建設業務、需品の購入、こゝういふやうな事務柄であります。その方面のものにつきましましては、各方面の資料を集めて想像する結果、金額的には多く見て三割減くらいに何かがその面についてだけあるかと思ひます。併し三割減の金額必ずしも三割の人員といふやうになるやうな性質のものではないといふやうに考えられる面が非常に多いわけでありませう。

○瀬淵泰次君 長官として、あなたは責任者として、事渉外関係に直るの、絶対不可欠な人員を整理したために、渉外関係なり今後の国の処理の上に支障を来たすようなことがあれば、これは取返しが付かないことになるので、併し先ほど各委員のかたへとの質問応答にも現れておりますように、全体から見れば国民の気持としても、講和の締結、批准の交換、やがてそれが各国との間に来年の二、三月、或いは三、四月頃までに完結するであろうと想定されておるときに、特調の仕事の範囲が相当縮小されるだろうという一般の感覚があるのですが、あなたが責任者としてこの一千九百八十名という三割に該当する減員について、先ほどからあなたのお話を聞きまして、おると、それでもやれそう、国家の事務として支障なくやれそうにも聞えるし、大きな支障が起きそうにも聞えるし、誠に我々委員としてはそのどちらを信じていいかという不安を持つのでございますが、長官として三割減、この原案でもなお相当な苦勞、努力をすることがあるとしても、完全に特調としての使命を果し得る確信がおりになるのか、その一点をお聞きしたい。

○國務大臣(橋本龍伍君) 只今の問題につきましましては、根道長官から退事をしにくいと思ひます。これはむしろ重要な根本的な建前の問題で、私からその御返事を申し上げます。特別調達庁から出しました資料、これは現在連合軍の總司令部と現在調達を持っておりますの特別調達庁としては相当デリケートな関係があるだろうと思ひます。で、私補足的な説明をいたしますが、特別調達庁という役所は、日本が敗戦した結果に基いて、占領下におきまるところの連合国の必要とするサービスは日本のほうで経費の負担もやるし、手間もやれということによつて、それを執行している役所でありまゝ。特別調達庁の設置法にありまゝするように「連合国の必要する建造物及び設備の管理並びに物及び役務の調達」というのが看板でありまして、いやしくも日本が敗戦の汚辱を拭い去つて独立するにつけては、特別調達庁の仕事はつきり消滅いたします。あとは移り變りの問題があるだけでありまゝ。ただ特別調達庁のほうで出しましたものの中に「日本政府としては日米安全保障条約に基いて日本に駐留する米駐屯軍のために調達業務を行う必要があり」と云々とはつきり書いてございます。これは特調の出した書類としてはいさゝか行過ぎだと思ふ。勿論こういう部面がございまして、要するに特別調達庁というところは、敗戦日本のつまずき義務というものは消滅をいたすわけですが、その場合に一体どうなるかという問題であります。私率直に申し上げて、特別調達庁は米軍の調達関係の方面と関係を持ち、独立後における安全保障条約の場合につきましまして、向うの係官は向うの係官としての希望なり、意見なりというものを持つておるようでありまゝ。私率直に申し上げて、根道長官は、これは私の想像としてお聞きを願ひたいのですが、多分向うの係官の担当官から、いろいろ相談を持ちかけられたり、いろいろ何かしているだろうと私は想像いたしております。ただ先ほどの長官の話でありまゝすると、何か今後においても洗濯、バ

ン続きから女中の世話まで多々あります。併し、この連合国の必要する物及び役務の調達ということにせし、安全保障条約に基く政府の義務としてやるかのごとき答弁があつたようでありまゝ。これは若しそうお考え願つていただければ、いさゝか誤解であります。勿論恐らくは今日両国政府の間で實際交渉があつたときに何をどうするか、その経費の負担区分も今日日はずきりはいたしておりませんが、その経費を持ちまする飯に米軍なら米軍が経費を持ちまする分について、自分のほうでやるのかどうかというふうな問題、いつまでも今後先々女中の世話まで日本が続けるかどうかという話と、これは少し御研究を願ひなければならぬ問題であり、政府として十分考えなければならぬ点だと思ふのであります。定員法を作りましては趣旨は、こういうことでありまゝ。成るほど事実の問題として特別調達庁は消滅いたしました。でも、安全保障条約に基くところの何らかの問題というものが、はつきり日本は日本、アメリカはアメリカで割切つて、やがて相手のためのサービスといふものは何もないということになるのかならぬのかは、これはわかりませんけれども、その間におきまして、さつき話があつたパン焼や皿洗い、女中の世話、何千種類のものも調達といふ面は、当然絶えるべきものだと思ひます。今日、特別調達庁の仕事といふものは、講和条約の発効に伴ひまして大幅に変化を遂げます。それから先ほどお話のありました連合国の必要解除された建造物及び設備云々という点につきましましては、これは特調の当局

としては非常に心配をしておるようであります。何と言つても日本人の住んでおつたものを外人用にやつたものでありますから、今後文句の起る危険性が非常にあります。併し私はこれは現実の問題といたしまして、全部が原状回復であるとか、損害賠償であるとか、民事訴訟になるというふうな心配をされて、人が何倍あつても足りないというふうな考えるのは、私は行き過ぎじやないかと実は考えておるのであります。で、それらの問題を勘案をいたしまして、この定員法の改正案を作つたわけでございます。ただ根道長官として、或いは防衛協力力の米軍というものが、姿が變つて来た場合におけるいろいろな仕事等については相談にも与つておりまゝし、或いは又担当当局からの希望も受けておるのではないかと、私は想像いたします。これは少し話がございまして、過ぎておりますので、定員法を作りましては政府としての趣旨を申し上げました。

○橋見義男君 今の橋本さんの御説明を伺いますと、講和条約の発効に伴つて接収不動産の解除の問題は別にしまして、それ以外の問題は一応全部これは特別調達庁の人間は全部やめてしまふ。そうして安全保障条約に伴う日本側の負担に関する仕事は具体化したときに、それに應じた仕事は新たな別の機関で……機関なのか、特別調達庁の名前が變るのか知りませんが、そういうものでやると、こういうことがすらすらとできるようになるのですが、従つてそういう意味からいふと、特別調達庁は三割の節約どころではなくて、極端に言えば接収不動産の仕事の何人かを除いては、あと全部やめてしまふというのが筋が通ると思ふのですが、それはどうなんでしょうか。

○國務大臣(橋本龍伍君) 実はこの定員法を作ります基礎にいたしました参議院の政令諮問委員会の答申案はそういう趣旨で参つております。要するに特別調達庁というものは官制にはつきり書いてある通り、敗戦日本の義務として連合軍の必要する物や役務の調達関係の問題だから、一〇〇%落とすというふうなことであります。ところがこれは少くとも今お話のありました規定に響きますが、ただ連合国の必要する第三條第一項に書いてある表層板の仕事はこれは少くとも觀念上一〇〇%落とす、それではなければなお敗戦状態が続くということになります。ただ恐らくはこういうところで、つまり日米防衛協力に、これは私が今日申し上げるのも少し行き過ぎだと思ひますが、防衛協定に基きます負担区分に基いて、そうして相互の負担する分は相互が別々にやるならば、日本は日本としてどこで何をやるか知りませんが、仕事をします。アメリカはアメリカでやる。自分のほうで注文を出す、政府は商工省か、何がやるか知らんけれども、代行政府機関といふものがやるといふことになるかも知れませんけれども、これはさつきお話をあました、まあ根道長官として一つは予想なり、恐らくは又今日いろいろ向う側のほうでの希望も、担当当局の希望もあろうかと思ふので、これは政府といたしまして、いろいろな独立国としての建前の問題もあるし、私は仮にそういう場合に、如

何なる機関でやるかという事はよほど考へるものだらうと思う。で、今日のところは、一応この定員法の改正案は、安全保障条約の關係とどうなるものは一応まあ頭には置かざるで、腹には含んで置きますけれども、占領終結に伴う特別調達法の仕事の変化ということ、今楠見さんのおつしやつたような意味のこの建前からして、先ず三割くらいは減少してよろしいというふうなまあ一応御理解を願いたいと思うのです。

○楠見義男君　そこで私はさつき意見めいたことを言つたわけなんです。例へば政府の原案の、まあ驚かすに、とにかく来年の何月になるかわかりませんが、大体予想せらるる時期までに、この人間は定員表の中から六千八百二十五人は全部落して置いて、そして九月までは定員外にこの人間はおれるというふうな恰好にしたい。が、今の特別調達法に一条の趣旨にも、又独立回復の趣旨にも合致するようには思ふのですが、そういう行き方はどうでしょうか。

○國務大臣(橋本龍伍君)　これは非常にはつきりしておつた場合にはお説の通りであると思ひます。ところが講和条約発効後におきます諸般の占領軍の機關の移動、それだけを考へて見ても、それはどうも必ずしも半月やそこらで一切つかねるのじやないかと実は思つては行かぬのですが、終戦後六年間のこれだけの問題であるとして、この講和条約及び日米安全保障条約というふうなものに基く諸般の問題のほかに、占領行政が終結するといふ

こと自体からいたしましても、短期間に皆うまいこと引越してしまふというふうには行きかねると思ひますので、今日のような建て方をいたしましたわけがあります。

○成瀬權治君　どうもよく私もわからなかつたし、特に根道長官に私は非常に不満に思ひましたことは、現状なら困難、それじや減るかと言つたら、減らないと言われたのですが、やつてみて足らなかつたら人を雇へばいいと言ふのですが、そうじやなくて、本當に私たちは真剣に討議してゐるのですから、もつと明瞭に箇切れよく答えて頂きたい。橋本長官にお伺ひしたいことは、私は形式的なことではどうでもいゝと思う。實質的な仕事が増えるのか減るのか、そういう点を私はお聞きしたいのです。で、實際今特調がやつてゐる仕事はどうあるとも、減るのか減るのか、その点を一つお聞きしておきたい。

○國務大臣(橋本龍伍君)　非常に細かいことは別でございまして、恐らく日米安全保障条約に基きまして、保障条約を結んで防衛協力をする限りにおいて、日本側でも或る程度の骨を折る必要であると思ひます。併し少くともその場合において、今日までやつて参りましたところの非常に細かい、本當に占領軍の必要なものは何でもやるという建前の仕事というものは、これは今後の具体的な話合ひの上でやるつもりであります。つまり洗濯夫、パン焼、皿運び、女中のあれという先ほど例がありました、私はそういう状態をいつまでも続ける筋のものじやないと思つております。

○成瀬權治君　そうしますと、パン焼、洗濯夫というものが出たわけですが、これは非常に僅かな数字だと思ふ。そういうのはいいとしてですね、實際その千九百八十名というのは非常に大きな数字なんです。そういうものを減らすのは仕事が増えるか、減らないか。それが館くまでも講和条約乃至日米安全保障条約に基くところの機構改革をやつて見なければならぬといふことならば、そういうことならば問題は別だと思ひますが、長官として見通しは、私は今の現状としてどうなるか、とても駄目なのか、それとも減るか、こういうことと、それからもう一つ、若し行政協定で或る程度いろいろな問題がはつきりして、そういう特別調達法というものがなくなるということは、私は當然だと思ひます。だからこそ、この次に行政機構改革は私に行われるものと了解しておるわけなんです。ですからそれ以後の問題を私はそのとき考えればよいと思ふ、ですから現段階においては、現在仕事が増えるのか、減つておるのか、その点をもう一度お聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君)　今は従来通りの占領行政下にあつて、そして日本は敗戦国としての義務を負つてやつておるわけですから、仕事が増え、若し長官から話がありましたように、若干違つて来てもありますが、今日の段階では減るかも知れませんが、ただ今成瀬委員から、独立したからそうなるべきだと言われましたが、少くとも解除財産の始末もありますし、それからもう一つは、やはりいろいろなこの切換えの關係もですね、これはもう全部が十日や二十日で済むものではない

と思ひますから、飽くまでも今日持出してあります問題というものは、特別調達法の仕事というものは、先へ行けば勿論ずつと特別調達法プロパーの仕事はゼロになつて来ましようが、三割ぐらゐは減つて然るべきと考えておるわけでありまして。

○成瀬權治君　私はこういうふうな考へておるのです。実は次の行政機構の改革が行われる場合には、ということからは、一つのこういうような問題があるから私は大きく検討されるだらうと思ふ。併しその場合人員は、例へば外務省であるとか、或いは總理府というふうなものにはさほど私は変らないと思ふ。併しこういう特別調達法のようなものは非常に私は考慮される、従つて定員が全部が全部とは申しませんが、こういう特別なものには三月までの定員だと思ふ、以後の問題については或る程度変るといふことは、これは認めなければならぬと思ふ。そこでこの長官が、これは三割を云々と言われましたが、これは約三割が減らされてゐるわけですが、これを三月までにやつてしまふのであります。私は三月以降にこういうことが行われるということならば話はわかると思ふが、三月までに何も一つの仕事は減らん、減らんじやないか、三月までは行政協定はでき上がるかも知れないが、それが動いて来て約三割の人数が落ちるほど仕事が増えられて来ないだらう、こういうふうな考へておるわけですね。その点について長官はどういうお考えになつておるか、もう一度お聞かせ願ひたい。

○國務大臣(橋本龍伍君)　この点に關しましては、一月から六月までの間に整理定員を落して参りますので、こ

れは實情に應じまして、勿論毎月六分の一ずつ仕事が増つて行くというわけではありませんが、或る時期にたんと行くわけではありませんが、これは或る程度の仕事の弾力というものがありまして、それから今お話のありましたように、講和条約の批准までの間に漸次總司令部のほうの仕事は減少して行きつゝあるわけでありまして。私は大体その程度で行けると思ひます。ただこの三月までに半分というものは、一応補正予算を作る上での目度をつただけでありまして、これは必ず一月に六分の一ずつ落して行くとか、三月までに必ず半分を落してしまふといふことは極めておるわけではございせん。およその検討を付けておるわけであり

○成瀬權治君　私は長官は但しこういう今度の定員法に対するいろいろなことがおると思ひますけれども、まあもとと提案されたものは、私は事務の整理と、それから仕事の能率化ということについて出されたと思ふのです。併し特調は一つのそういう講和条約が結ばれ、又安保条約が結ばれたという特別のものがあるのです。併しそこでこのうしたものの整理とか、或いはこれは當然機構改革が行われるのですから、私はそのときに改めて考慮されて提案されたほうがより適當である、これよりかもよかつたと思ふのです。何かここで三割落すという点はどうお聞きいたしましたし、やはり講和条約が結ばれ、やはり接収不動産というものが大幅に解除されるというところはわかりました。私はですからそういうものを減らさうと思ふ。そういうことを考へて、今三割減をするといふことはどう

も納得が行かないわけですから、もう一度長官に三割減が妥当であるという点を御説明願いたいという点が一点、それから三月まで何も六分の一ずつ落さないで、例えば四月にこれを六分の三落してもよろしい。或いは一月、二月、三月の場合は全部なしに行く。四月から落してもいいのか、こう本当に長官は認めておられるかどうか。目度とおつしやつたが、それだつたら予算は半分になつて行くと思う。若しやらなかつたときには、その点はこういうふうな予算関係を考えておられるかという点が一つ。それからもう一つは、機構のほうに戻りまして、機構改革のときにもう一つこれを再検討されるほうがよいいい策ではないか、こういうふうな考えるが、それについて長官はどう考えるか。この三点をお伺いします。

○國務大臣(橋本龍伍君) 人員の整理の問題ですが、前も申し上げました通り、先ず一月―三月の間には自発的退職者をできるだけ募るということでなくつもりであります。原則としては一月以降三月の間は自発的退職者を募つて行くつもりであります。最後に至つてどうかと落すというふうなわけに行きませんから、およその考え方として自発的退職者を募りながら、少くとも半分ぐらい前半の時期において整理ができれば非常にスムーズであると思はれております。まあ本来からは自発的退職者で全部片付けば一番いいわけですが、少くとも半分ぐらいは整理したいという、およその目度で予算を立てておられるわけでありま

す。お話をのりまして機構改革は特調に於いては将来当然考へなければならいと思はれ、少くとも連合国という言葉

は変えなければなりません。ただいづれにいたしまして、今日特別調達庁につきましては、まあ将来先々へ行けばもつと減らすという方向になるかも知れませんが、今日は日米安全保障条約の問題は直接考へてはおりませんけれども、講和条約の発効に伴つて仕事の変化等をいろいろ考へました結果、先ず三割ぐらゐは減らして妥当であるというところを考へておられるわけでありま

す。と申しますのは、それがつまり八割、四割という退職金割増を付けるゆゑんであります。若し強制退職をさせるんだつたら、或る人は八割の期間内に強制退職があり、或る人は四割の期間内に強制退職をさせるという

ことは不公平でありまして筋が立たないわけでありま

○國務大臣(橋本龍伍君) そういふうちにやらないつもりであります。

○上饒愛一君 そうすると、自然退職者で若し埋まらなかつたら、そのまゝ行くとして、そういうふうな希望退職者といふものがなければ、三月末まではそのまゝで行くと、こういうふうな了解していいわけですか。

○國務大臣(橋本龍伍君) 大体そういうふうだと思ひます。ただ恐らくは各省庁におきましても、行政整理をやる

○國務大臣(橋本龍伍君) この問題は、必ず出る

の規定により恩給法を準用して恩給を給すべきときは、その恩給の

額の計算の基礎とすべき退職当時の俸給の額は、同年四月一日において適用されていた公社職員の給与に準ずる規程が当該退職した公社職員の退職の時から適用されていたとした場合において退職当時の俸給となるべき俸給の額とする。

6 前項の規定に該当する公社職員又はその遺族で同項の規定によつて計算した額の恩給を受けなかつた者については、裁定庁がこれらの者の請求を待たずに、同項の規定によつて計算した額と既に受けた恩給の額との差額を追給するものとする。

7 第五項の規定に該当する公社職員又はその遺族で普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料を受けたるものについては、同項の規定による退職当時の俸給の年額をもつて第三項に規定する恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額とする。

附則別表第一号表

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
四六、二〇〇	五五、二〇〇
四八、〇〇〇	五七、〇〇〇
四九、八〇〇	五八、八〇〇
五一、六〇〇	六〇、六〇〇
五三、四〇〇	六二、四〇〇
五五、二〇〇	六四、二〇〇
五七、〇〇〇	六六、〇〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、八〇〇
六二、四〇〇	七三、二〇〇
六四、二〇〇	七五、六〇〇

六六、〇〇〇	七八、〇〇〇
六八、四〇〇	八〇、四〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇
七三、二〇〇	八五、二〇〇
七五、六〇〇	八七、六〇〇
七八、〇〇〇	九〇、〇〇〇
八〇、四〇〇	九三、六〇〇
八二、八〇〇	九六、六〇〇
八五、二〇〇	九九、六〇〇
八七、六〇〇	一〇三、二〇〇
九〇、〇〇〇	一〇六、八〇〇
九三、六〇〇	一一〇、四〇〇
九六、六〇〇	一一四、〇〇〇
九九、六〇〇	一二七、六〇〇
一〇三、二〇〇	一三二、〇〇〇
一〇六、八〇〇	一三六、八〇〇
一一〇、四〇〇	一四一、六〇〇
一一四、〇〇〇	一四六、四〇〇
一二七、六〇〇	一五二、〇〇〇
一三二、〇〇〇	一五八、〇〇〇
一三六、八〇〇	一六二、〇〇〇
一四一、六〇〇	一六八、〇〇〇
一四六、四〇〇	一七四、〇〇〇
一五二、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
一五八、〇〇〇	一八六、〇〇〇
一六二、〇〇〇	一九二、〇〇〇
一六八、〇〇〇	一九九、二〇〇
一七四、〇〇〇	二〇六、四〇〇
一八〇、〇〇〇	二一三、六〇〇
一八六、〇〇〇	二二〇、八〇〇
一九二、〇〇〇	二二八、〇〇〇
一九九、二〇〇	二三五、二〇〇
二〇六、四〇〇	二四四、八〇〇
二一三、六〇〇	二五四、四〇〇
二二〇、八〇〇	二六四、〇〇〇
二二八、〇〇〇	二七三、六〇〇

二一九、六〇〇	二八三、二〇〇
二二六、八〇〇	二九二、八〇〇
二三四、〇〇〇	三〇二、四〇〇
二四一、二〇〇	三一四、四〇〇
二四九、六〇〇	三二六、四〇〇
二五八、〇〇〇	三三八、四〇〇
二六六、四〇〇	三三〇、四〇〇
二七四、八〇〇	三三六、六〇〇
二八三、二〇〇	三三七、八〇〇
二九一、六〇〇	三九〇、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇	四〇三、二〇〇
三〇八、〇〇〇	四一六、四〇〇
三一六、〇〇〇	四三二、〇〇〇
三二四、〇〇〇	四四七、六〇〇
三三二、〇〇〇	四六三、二〇〇
三四〇、〇〇〇	四七八、八〇〇
三四八、〇〇〇	四九四、四〇〇
三五六、〇〇〇	五一〇、〇〇〇
三六四、〇〇〇	五二八、〇〇〇
三七二、〇〇〇	五四六、〇〇〇
三八〇、〇〇〇	五六四、〇〇〇
三八八、〇〇〇	五八二、〇〇〇
三九六、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇

の千分の千三百五十二倍に相当する金額（一円未満の端数があると

きは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二号表

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一四四、〇〇〇	一六二、〇〇〇
一六八、〇〇〇	一九二、〇〇〇
一九二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
二一六、〇〇〇	二五二、〇〇〇
二四〇、〇〇〇	二八二、〇〇〇
二六四、〇〇〇	三一二、〇〇〇
二八八、〇〇〇	三四八、〇〇〇
三一二、〇〇〇	三八四、〇〇〇
三六〇、〇〇〇	四六八、〇〇〇
三八八、〇〇〇	五〇五、〇〇〇
四一〇、〇〇〇	五三四、〇〇〇
四三二、〇〇〇	五六四、〇〇〇
四八〇、〇〇〇	六三六、〇〇〇
五一六、〇〇〇	六八四、〇〇〇
五四〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
五七六、〇〇〇	七六八、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇

(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給

秘書官又はその遺族の恩給についてその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に對応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一四四、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千二百二十五倍に相当する金額（一円未満の端数があるとときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給についてその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三六〇、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千三百倍に相当する金額（一円未満の端数があるとときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第三号表

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
九六、〇〇〇	一一五、二〇〇
一〇八、〇〇〇	一二三、〇〇〇
一二〇、〇〇〇	一三九、二〇〇
一三二、〇〇〇	一四六、四〇〇
一五六、〇〇〇	一八一、二〇〇
一八〇、〇〇〇	二二三、六〇〇
二二六、〇〇〇	二五五、六〇〇
二四〇、〇〇〇	二九八、八〇〇
二五二、〇〇〇	三二四、四〇〇
三〇〇、〇〇〇	四〇三、二〇〇
三三六、〇〇〇	四四七、六〇〇
三七二、〇〇〇	四九四、四〇〇
四〇八、〇〇〇	五四六、〇〇〇
四四四、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
四八〇、〇〇〇	六三六、〇〇〇
五一六、〇〇〇	六八四、〇〇〇
五四〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
五七六、〇〇〇	七六八、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇

副検事に係る恩給でその年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が一〇八、〇〇〇円であるものについては、その俸給年額に対応するこの表の仮定俸給年額にかかわらず、一二三、六〇〇円を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が九六、〇〇〇円未満の場合においては、その年額

の千分の千二百倍に相当する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

昭和二十六年十二月十二日印刷

昭和二十六年十二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所